

# 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震について

平成23年3月30日(18:00)現在  
緊急災害対策本部

## 概要

### 1 地震の概要(気象庁)

(1) 発生日時 平成23年3月11日(金)14時46分頃

(2) 震源及び規模(推定)

三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近)

深さ約24km、モーメントマグニチュード Mw9.0

(3) 各地の震度(震度6弱以上)

震度7 宮城県北部

震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、  
栃木県北部・南部

震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、  
埼玉県南部、千葉県北西部

(4) 津波

3月11日14時49分 津波警報(大津波)を発表 ※現在は津波注意報も解除

津波の観測地(検潮所)

|         |     |       |        |
|---------|-----|-------|--------|
| ・えりも町庶野 | 最大波 | 15:44 | 3.5m   |
| ・宮古     | 最大波 | 15:26 | 8.5m以上 |
| ・大船渡    | 最大波 | 15:18 | 8.0m以上 |
| ・釜石     | 最大波 | 15:21 | 4.1m以上 |
| ・石巻市鮎川  | 最大波 | 15:25 | 7.6m以上 |
| ・相馬     | 最大波 | 15:50 | 7.3m以上 |
| ・大洗     | 最大波 | 16:52 | 4.2m   |

### 2 政府の主な対応(初動対応)

|       |       |                        |
|-------|-------|------------------------|
| 3月11日 | 14:50 | 官邸対策室設置、緊急参集チーム招集      |
|       | 15:00 | 緊急参集チーム協議開始            |
|       | 15:14 | 緊急災害対策本部設置(本部長:内閣総理大臣) |
|       | 15:37 | 第1回緊急災害対策本部開催          |
|       |       | 「災害応急対策に関する基本方針」策定     |
|       |       | (以後、30日までに合計13回開催)     |

### 3 被害状況等

#### (1) 人的被害

|        |         |         |
|--------|---------|---------|
| ア 死者   | 11,258名 | (+156名) |
| イ 行方不明 | 16,344名 | (△149名) |
| ウ 負傷者  | 2,777名  | (△1名)   |

#### (2) 建築物被害

|      |         |         |
|------|---------|---------|
| ア 全壊 | 16,534戸 | (+33戸)  |
| イ 半壊 | 8,078戸  | (+150戸) |
| ウ 流失 | 2,165戸  | (±0戸)   |

|         |          |           |
|---------|----------|-----------|
| (3) 避難者 | 173,765名 | (△3,700名) |
|---------|----------|-----------|

※数値等に記載した増減は、前日19:00との比較である。

### 4 被災者の救助活動状況

|       |         |        |
|-------|---------|--------|
| 救出等総数 | 26,685名 | (+34名) |
|-------|---------|--------|

※各機関等共同で救出活動を実施しているため重複している場合がある。

※数値等に記載した増減は、前日19:00との比較である。

### 5 主要緊急物資の支援状況 (到着済みの累計数) (30日00:00現在)

#### (1) 食糧等

|            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| ア パン       | 4,727,005食 | (+152,000食) |
| イ 即席めん類    | 1,470,146食 | (+100,00食)  |
| ウ おにぎり等    | 2,127,780食 | (+242,873食) |
| エ 精米       | 2,392,732食 | (+0食)       |
| オ その他(缶詰等) | 2,577,879食 | (+311,073食) |
| カ 飲料水      | 5,160,168本 | (+386,697本) |

#### (2) 生活用品

|             |            |       |
|-------------|------------|-------|
| ア トイレットペーパー | 301,636個   | (+0個) |
| イ おむつ       | 266,462枚   | (+0枚) |
| ウ 一般薬       | 228,534箱   | (+0箱) |
| エ マスク       | 3,251,222枚 | (+0枚) |

|         |             |            |
|---------|-------------|------------|
| (3) 燃料等 | 11,286,000% | (+29,000%) |
|---------|-------------|------------|

※数値等に記載した増減は、前日19:00との比較である。

## 6 各省庁の活動状況

### (1) 警察庁

- ア 広域緊急援助隊（活動中の人員） : 3, 177名
- イ 広域緊急援助隊（これまでに派遣された総数） : 10, 655名
- ウ 航空機（ヘリ） 10機派遣

### (2) 消防庁

- ア 緊急消防援助隊実派遣部隊（活動中の人員・隊数） :  
619隊 2, 214人
- イ 緊急消防援助隊実派遣部隊（これまでに派遣された人員・隊数） :  
約5, 500隊 約22, 000人

### (3) 海上保安庁

- ア 巡視船艇等 54隻
- イ 航空機 19機
- ウ その他、特殊救難隊等にて対応

### (4) 防衛省

- 約106, 300名の派遣規模（これまでの最大派遣規模 約107, 000名）
- ア 陸上自衛隊 約70, 000名
- イ 海上自衛隊 約14, 500名
- ウ 航空自衛隊 約21, 300名

### (5) 厚生労働省

- ア 医師等の派遣 123チーム
- イ 保健師派遣 119チーム

## 7 海外支援の受け入れ状況

### (1) 在日米軍による協力

- ア 空母・艦船 約 20隻
- イ 航空機 約160機
- ウ 人員 約20, 000名

### (2) 外国による支援

- ア 海外支援 134ヶ国・地域及び39国際機関が支援を表明
- イ 援助隊 23ヶ国・地域・国際機関から受入れ（現在3ヶ国が活動中）
- ウ 援助物資 28ヶ国・地域・国際機関から受入れ

[ 目 次 ]

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1. 地震の概要 .....                | 5  |
| 2. 政府の主な対応 .....              | 7  |
| 3. 被害状況等 .....                | 15 |
| (1) 人的被害 .....                | 15 |
| (2) 火災発生件数 .....              | 16 |
| (3) 建築物被害 .....               | 17 |
| (4) 交通遮断状況 .....              | 18 |
| (5) ライフライン等の状況 .....          | 20 |
| (6) 東北地方太平洋沖地震のマクロ経済的影響 ..... | 23 |
| (7) その他 .....                 | 23 |
| 4. 被災者の救助活動状況 .....           | 23 |
| (1) 全体概要 .....                | 23 |
| (2) 主な救出救助活動 .....            | 24 |
| (3) 主な避難・誘導活動 .....           | 29 |
| 5. 各省庁の活動状況 .....             | 30 |
| (1) 主要緊急物資の支援状況 .....         | 30 |
| (2) 各省庁等の物資供給状況 .....         | 30 |
| (3) 広域医療搬送の実績 .....           | 35 |
| (4) 各省庁の活動状況 .....            | 36 |
| 6. 海外支援の受け入れ状況 .....          | 74 |
| (1) 在日米軍による協力について .....       | 74 |
| (2) 外国による支援 .....             | 75 |
| (3) 在日外国人の安否確認 .....          | 80 |

## 1. 地震の概要 (気象庁)

### 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震

(1) 発生日時 平成23年3月11日14時46分頃

(2) 震源及び規模 (推定)

三陸沖 (北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近)、  
深さ 約24km、モーメントマグニチュード Mw9.0

断層の大きさ:長さ約450km、幅約200km

断層のすべり量:最大20~30m程度

(3) 各地の震度 (震度5強以上)

震度7 宮城県北部

震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、  
栃木県北部・南部

震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、  
埼玉県南部、千葉県北西部

震度5強 青森県三八上北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、  
山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北東部・南部、  
東京都23区、新島、神奈川県東部、山梨県中部・西部、  
山梨県東部・富士五湖

(4) 津波

○ 3月11日14時49分 津波警報 (大津波) 発表

○ 3月13日17時58分 津波注意報全て解除

津波の観測値 (検潮所)

|        |     |       |        |
|--------|-----|-------|--------|
| えりも町庶野 | 最大波 | 15:44 | 3.5m   |
| 宮古     | 最大波 | 15:26 | 8.5m以上 |
| 大船渡    | 最大波 | 15:18 | 8.0m以上 |
| 釜石     | 最大波 | 15:21 | 4.1m以上 |
| 石巻市鮎川  | 最大波 | 15:25 | 7.6m以上 |
| 相馬     | 最大波 | 15:50 | 7.3m以上 |
| 大洗     | 最大波 | 16:52 | 4.2m   |

津波の観測値 (GPS)

|         |     |       |      |
|---------|-----|-------|------|
| 岩手釜石沖   | 最大波 | 15:12 | 6.8m |
| 宮古沖     | 最大波 | 15:12 | 6.3m |
| 気仙沼広田湾沖 | 最大波 | 15:14 | 6.0m |

※上記は沖合での観測地であり、沿岸では津波はさらに高くなる。

(5) 余震の活動状況及び今後の見通し (気象庁 3月29日15:00現在)

○余震の活動状況

これまでに発生した余震は、最大震度6弱が1回、最大震度5強が6回、最大震度5

弱が8回、最大震度4が65回。(3月30日15:00時点)

○余震の見通し

余震は次第に少なくなっているが未だ活発な状況で、震度5弱以上となる大きな余震が時々発生している。今後も、最大震度5弱以上の余震が発生する可能性があり、場合によっては、震度6弱～6強となる可能性もあるので警戒が必要。最大震度5強以上(マグニチュード7クラス)の余震が発生する確率は10%。大きな余震が発生すると津波が発生する可能性がある。

(6) 東北地方の太平洋側と関東地方の気象の今後の見通し

(気象庁3月30日18:00)

上空の寒気の影響により30日夜と31日は雲が広がりやすく、雨や雪の降るところがある。30日夜は関東地方と福島県で、31日午後は東北地方南部と関東地方北部で雷のところがある見込み。4月1日から6日も気圧の谷の影響で雲の広がりやすい日が多い見込み。

最高・最低気温は、4月1日にかけて平年並みの日が多く、2日から6日にかけては平年より低くなり、かなり低い日もある見込み。最低気温が氷点下となる所があり、体調管理に注意。

空気が乾燥しており火の取扱いに注意。

(7) 東北地方太平洋沖地震に伴う洪水警報及び浸水害を対象とする大雨警報等の発表基準の暫定的運用(気象庁3月30日)

東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により甚大な被害を受けた地域(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)を対象に、堤防や排水施設等の被害を考慮し、洪水警報・注意報及び浸水害を対象とする大雨警報・注意報の発表基準を引き下げて運用。

(今後、施設等の状況や降雨の際の浸水等の発生状況を確認しながら、順次、暫定基準を変更する)

《暫定基準と対象地域》

| 対象地域  | 対象とする<br>警報・注意報の種類    | 基準の要素  | 暫定基準の通常基準<br>に対する割合 |
|-------|-----------------------|--------|---------------------|
| ※1の地域 | 洪水警報・注意報              | 雨量     | 6割                  |
|       |                       | 流域雨量指数 | 7割                  |
|       | 浸水害を対象とする<br>大雨警報・注意報 | 雨量     | 6割                  |
| ※2の地域 | 洪水警報・注意報              | 流域雨量指数 | 7割                  |

※1の地域

| 県   | 対象とする市町村  |
|-----|---|
| 岩手県 | 洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市 |
| 宮城県 | 気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈                   |

|     |   |
|-----|---|
|     | 市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市東部、名取市、岩沼市、亶理町、山元町             |
| 福島県 | 新地町、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、<br>広野町、いわき市 |
| 茨城県 | 北茨城市、高萩市、日立市、東海村、ひたちなか市、大洗町、銚田市、鹿<br>嶋市、神栖市   |

※2の地域

| 県   | 対象とする市町村  |
|-----|---|
| 岩手県 | 奥州市、平泉町、一関市、藤沢町   |
| 宮城県 | 大和町東部、大郷町、大崎市東部、涌谷町、美里町、角田市、大川原<br>町、村田町、柴田町、丸森町、登米市、栗原市東部、仙台市西部、大<br>和町西部、大衡村、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、大崎市西部、<br>色麻町、加美町、栗原市西部 |

長野県北部を震源とする地震

- (1) 発生日時 平成23年3月12日03時59分頃
- (2) 震源及び規模 (推定)  
長野県北部 (北緯37.0度、東経138.6度)、震源の深さは約8km (暫定値)  
マグニチュード6.7 (暫定値)
- (3) 各地の震度 (震度5強以上)
  - 震度6強 長野県北部
  - 震度6弱 新潟県中越
  - 震度5強 群馬県北部、新潟県上越

静岡県東部を震源とする地震

- (1) 発生日時 平成23年3月15日22時31分頃
- (2) 震源及び規模 (推定)  
静岡県東部 (北緯35.3度、東経138.7度)、深さ約14km (暫定値)  
マグニチュード6.4 (暫定値)
- (3) 各地の震度 (震度5強以上)
  - 震度6強 静岡県東部
  - 震度5強 山梨県東部・富士五湖

2. 政府の主な対応

11日

- ・14:49 J-ALERTで37市町村に対し、大津波・津波警報発信
- ・14:50 官邸対策室設置、緊急参集チーム招集
- ・総理指示 (14:50)

- ①被災状況の確認
- ②住民の安全確保、早期の避難対策
- ③ライフラインの確保、交通網の復旧
- ④住民への的確な情報提供に全力を尽くすこと。

- ・ 15:00 緊急参集チーム協議開始
- ・ 15:08 緊急参集チーム協議確認事項

1. 被害情報の収集に万全を期すとともに、人命救助を第一義として、住民の避難、被災者の救援救助活動に全力を尽くす。
2. 被害の状況に応じ、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の救援救助部隊、災害派遣医療チーム (DMAT) 等による被災地への広域応援を行い、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急対策に万全を期す。
3. 災害応急対策の実施にあたっては、地方自治体と緊密な連携を図る。
4. 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。
5. 災害応急対策を政府一体となって推進するための緊急災害対策本部の設置に向けて準備を進める。

- ・ 15:14 緊急災害対策本部設置
- ・ 総理指示 (15:27)

「自衛隊は最大限の活動をすること。」

- ・ 15:37 第1回緊急災害対策本部 (15:56終了)
- ・ 災害応急対策に関する基本方針



本日14時46分頃に発生した地震は、東北を中心に北海道から関東地方にかけての広い範囲を中心に、地震動、津波等により、激甚な被害が発生している模様である。さらに、今後の余震により、被害が拡大する可能性も考えられる。

このため政府として、以下の基本方針に基づき、地方自治体と緊密に連携し、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急活動に総力をあげて取り組むとともに、国民生活及び経済活動が早期に回復するよう全力を尽くす。

1. 災害応急活動が円滑に行えるよう、関係省庁は情報の収集を迅速に行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
2. 人命の救助を第一に、以下の措置により被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。
  - (1) 全国から被災地に、自衛隊の災害派遣部隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊及び災害派遣医療チーム(DMAT)を最大限派遣する。
  - (2) 応急対応に必要な人員、物資等の緊急輸送路を確保するため、高速道路や幹線道路等の通行路の確保に全力を挙げる。
  - (3) 救援・救助活動等の応急対策を適切に進めるため、必要に応じて航空情報(ノータム)の発出等により、関係機関、関係団体の協力の下、被災地上空及びその周辺空域における航空安全の確保を図る。
3. 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の復旧に全力を挙げる。
4. 応急対応に必要な医療物資、食糧、飲料水及び生活必需品、並びに緊急輸送路・ライフライン等の復旧のための人員、物資を確保するため、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保する。
5. 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。

・16:00過ぎ 第2回緊急災害対策本部(16:22終了)

・16:25 官房長官指示

1. 全省庁の政務三役は、全員自省庁に登庁のこと。
2. 現在、地方にいる政務三役については、直ちに東京に戻ることに。ただし、東北地方に滞在している三役については、現地の状況を把握し、連絡すること。

・16:54 総理大臣記者会見

・18:20 防災担当大臣指示

関係機関に、沿岸の車両運転者等に対しカーラジオを聞くよう呼びかけすること。

・18:42 政府調査団を宮城県に向け派遣

・19:23 第3回緊急災害対策本部(19:38終了)

・19:45 官房長官記者会見(19:57終了)

・20:10 官房長官指示

帰宅困難者の対策に全力をあげるため、駅周辺の公共施設を最大限活用するよう全省庁は全力を尽くすこと。

- ・ 21:05 政府調査団、宮城県庁到着
- ・ 22:00 防災担当大臣指示

○ 各機関においては、明日、どういう救助をすべきかをよく考えて対応願いたい。例えば、山側、海側で違うはず。海側がより大変だ。どう助けるのか。ボートでやるのか。緊急に助けないといけないのは、どこなのか、などよく考えていただきたい。

○ 朝一番から適切な対応を願いたい。

12日

- ・ 00:15 官房長官記者会見 (00:35終了)
- ・ 03:12 官房長官記者会見 (03:32終了)
- ・ 06:00 宮城県に緊急災害現地対策本部を設置
- ・ 08:30 第4回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 08:53 政府調査団を岩手県に向け派遣
- ・ 09:18 政府調査団を福島県に向け派遣
- ・ 09:51 官房長官記者会見 (10:14終了)
- ・ 11:36 第5回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 15:00 5大臣会合 (国家公安委員会委員長、国土交通大臣、総務大臣、防衛大臣、防災担当大臣)
- ・ 17:45 官房長官記者会見 (18:20終了)
- ・ 20:32 総理大臣記者会見 (20:41終了)
- ・ 20:41 官房長官記者会見 (21:08終了)
- ・ 21:40 第6回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 総理指示

人命救助を強力に進めるため、

1. 特に孤立者の救助活動に自衛隊の部隊を積極的に投入するなど、広域応援態勢の強化を図るとともに、
2. 役場の機能が失われているような自治体へのサポートの強化に取り組んでいただきたい。

- ・ 3月12日 閣議により「東北地方太平洋沖地震による災害」について全国を対象とする激甚災害に指定

13日

- ・ 08:00 官房長官記者会見 (08:30終了)

・ 08:30 緊急参集チーム協議再開

・ 協議結果

本事案における部隊運用について、以下の優先順位に基づき活動を実施する

1 生存者の捜索及び救出

倒壊家屋が多くある地域に対して、陸上部隊を重点的に投入し、生存者を救出。  
震度分布と家屋倒壊・土砂崩れの把握状況等とを照合した上で、航空部隊を活用

2 孤立者対策

孤立者に対しては、航空部隊を活用し、医療の提供が必要なものについては医療機関への搬送、水・食糧・防寒具等が不足している地域については、当該物資の輸送を行う。

3 未捜索地域の割り出し及び捜索

津波や火災の被害が甚大であるため未だ捜索が十分に行われていない地域については、航空部隊を活用するとともに、捜索の障害を速やかに除去し、捜索を実施する。

4 遺体収容

津波や火災等による死亡者の遺体については可及的速やかに収容する。

・ 09:32 第7回緊急災害対策本部会議の開催

・ 11:02 官房長官記者会見(11:20終了)

・ 15:30 官房長官記者会見(15:37終了)

・ 16:50 官房長官記者会見(17:11終了)

・ 19:49 総理大臣談話(19:58終了)

・ 19:58 官房長官記者会見(20:14終了)

・ 20:14 経済産業大臣記者会見(20:19終了)

・ 20:19 節電啓発担当大臣記者会見(20:22終了)

・ 21:01 第8回緊急災害対策本部会議の開催

・ 22:30 防災担当大臣指示

津波警報等は解除されたが、海の近くで活動するものは、余震による津波を常に警戒し、無線、ラジオを常時聞き、避難路の確保など、十二分に注意すること。

・ 21:38 電力需給対策本部会議の開催

14日

・ 05:15 官房長官記者会見(05:38終了)

・ 05:50 緊急災害対策本部全省庁徹底事項

本日(3月14日)より計画停電が始まる。これにより様々な支障が生じることとなるが、各省庁の業務及び所管の事業においても、これらの支障を最小限とするため、

各省庁内及び所管の事業者・関係団体に対して

1. 徹底した節電

2. 支障が生じる場合においても、それを最小限に抑制するための方策の検討と早急な実施

について、本日午前中に徹底すること。

- ・ 09 : 33 第9回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 10 : 00 電力需給対策本部会議の開催
- ・ 10 : 56 官房長官記者会見 (11 : 15 終了)
- ・ 11 : 40 官房長官記者会見 (11 : 44 終了)
- ・ 12 : 39 官房長官記者会見 (12 : 53 終了)
- ・ 16 : 15 官房長官記者会見 (16 : 48 終了)
- ・ 21 : 03 官房長官記者会見 (21 : 36 終了)
- ・ 3月14日 閣議により、被災地域に対する物資支援について予備費の使用を決定。  
対象地域：岩手県、宮城県、福島県 予備費総額：約302億円

15日

- ・ 05 : 39 官房長官記者会見 (05 : 46 終了)
- ・ 06 : 42 官房長官記者会見 (06 : 45 終了)
- ・ 11 : 01 総理大臣記者会見 (11 : 07 終了)
- ・ 11 : 07 官房長官記者会見 (11 : 29 終了)
- ・ 12 : 33 第10回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 16 : 22 官房長官記者会見 (16 : 47 終了)

16日

- ・ 11 : 15 官房長官記者会見 (11 : 44 終了)
- ・ 16 : 00 第11回緊急災害対策本部会議の開催
- ・ 17 : 56 官房長官記者会見 (18 : 24 終了)
- ・ 21 : 40 防災担当大臣指示

- 明日以降は捜索救助活動とともに、避難所における生活面のケアに相当の力を注ぐ。
- 避難所の状況をよく把握し、「何か起きたらこうする」ということを事前によくシュミレーションせよ。  
近隣の公共施設や医療機関をよく調べておくこと。
- 医療や、高齢者・子供・妊産婦など要援護者へのケアが重要。  
厚労省が大きな役割を担う。
- 生じてくる様々な課題について、内閣府防災が各省に担当を割り振る。担当する各省が自己完結的に責任を持って処理すること。  
チームを組んで、必要があれば政務官クラスを入れて。
- 被災者だけではなく、自衛隊、警察、消防などの救助部隊にもPTSDが出るだろう。その対応を用意しなければならない。
- 阪神淡路大震災の際は、救出後に多くの方が亡くなっていることを踏まえ、同様の事態が再び起きることを防ぐ必要がある。

- ・ 3月16日 閣議により「災害対策基本法施行令の一部を改正する政令」を制定し、地方債発行の特例措置（発行要件、償還期限）を実施

17日

- ・ 11 : 30 官房長官記者会見 (12 : 03 終了)
- ・ 18 : 00 第12回緊急災害対策本部会議の開催

○緊急災害対策本部の体制強化

被災者の支援をより一層円滑に進めるため、副本部長に総務大臣、防衛大臣を追加。

○被災者生活支援の体制強化

東北地方太平洋沖地震による被災者の生活支援が喫緊の課題であることにかんがみ、政府における体制の一層の強化を図るため、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部の下に、被災者生活支援特別対策本部を置く(緊急災害対策本部長決定)。

1 主な任務

- ア 孤立した避難場所等の解消
- イ 被災地への物資の輸送、補給
- ウ ライフラインの復旧
- エ 仮設住宅の建設
- オ 被災廃棄物の処理
- カ 遺体収容・埋葬対策
- キ 被災者・避難者の受入対策

など被災者の生活支援に関し、関係行政機関、地方自治体、企業等関係団体等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組む。

2 構成員

- 本部長 松本防災担当大臣
- 本部長代理 片山総務大臣
- 副本部長 平野内閣府副大臣(事務局長兼務)  
仙谷内閣官房副長官
- 事務局 内閣府に各省から構成される担当事務局を新設

3 初動対応との緊密な連携

緊急災害対策本部の初動対応チーム(官邸危機管理センター)との緊密な連携を図る。

・18:42 官房長官記者会見(19:20終了)

18日

・10:55 官房長官記者会見(11:34終了)

・16:48 官房長官記者会見(17:33終了)

・20:13 総理大臣記者会見(20:28終了)

19日

・16:07 官房長官記者会見(16:54終了)

20日

・16:31 官房長官記者会見(17:15終了)

21日

・16:03 第13回緊急災害対策本部会議開催(16:42終了)

・17:58 官房長官記者会見(18:39終了)

22日

・11:10 官房長官記者会見(11:36終了)

- ・ 16 : 36 官房長官記者会見 (16 : 53 終了)
- 23日
- ・ 11 : 04 官房長官記者会見 (11 : 30 終了)
- ・ 17 : 07 官房長官記者会見 (17 : 48 終了)
- 24日
- ・ 11 : 04 官房長官記者会見 (11 : 23 終了)
- ・ 16 : 11 官房長官記者会見 (16 : 41 終了)
- 25日
- ・ 07 : 50 第3回電力需給緊急対策本部会議 (08 : 10 終了)
- ・ 11 : 46 官房長官記者会見 (12 : 15 終了)
- ・ 16 : 00 官房長官記者会見 (16 : 40 終了)
- ・ 19 : 33 総理大臣メッセージ (19 : 48 終了)
- 26日
- ・ 16 : 18 官房長官記者会見 (16 : 31 終了)
- 27日
- ・ 16 : 08 官房長官記者会見 (16 : 28 終了)
- 28日
- ・ 11 : 31 官房長官記者会見 (11 : 57 終了)
- ・ 15 : 58 官房長官記者会見 (16 : 16 終了)
- 29日
- ・ 09 : 50 官房長官記者会見 (10 : 07 終了)
- ・ 16 : 06 官房長官記者会見 (16 : 31 終了)
- 30日
- ・ 09 : 48 官房長官記者会見 (10 : 10 終了)
- ・ 16 : 58 官房長官記者会見 (17 : 25 終了)

### 静岡県東部地震に対する政府の対応

15日

- ・ 22 : 45 緊急参集チーム協議開始
- ・ 緊急参集チーム確認事項

- 1 被害情報の収集に全力を挙げるとともに、被災者の速やかな救出・救助活動に全力を尽くす。
- 2 被害の状況に応じ、緊急消防援助隊、警察広域緊急救助隊、災害派遣医療チーム(DMAT)、自衛隊の災害派遣による被災地への広域派遣を行い、被災者の救出・救助に万全を期す。
- 3 東北地方太平洋沖地震に関連する救助・救援活動は計画どおり実施するが、状況に応じて一時的に東海地方の部隊の任務転用も考慮する。
- 4 地方自治体との確かな連携を図りながら、政府一体となって適切に対応する。

### 3. 被害状況等 (未確認情報を含む)

#### (1) 人的被害

【東北地方太平洋沖地震】(警察庁30日18:00)

※現在も行方不明者多数であり、全容把握に至っていない

| 都道府県名 | 死者     | 行方不明   | 負傷者   | 避難者                          |
|-------|--------|--------|-------|------------------------------|
| 北海道   | 1      |        | 3     |                              |
| 青森県   | 3      | 1      | 66    | 262                          |
| 岩手県   | 3,326  | 4,544  | 130   | 43,272                       |
| 宮城県   | 6,843  | 6,933  | 1,040 | 74,253<br>(福島県からの避難者を含む)     |
| 秋田県   |        |        | 7     | 603<br>(他県からの避難者)            |
| 山形県   | 1      |        | 18    | 2,818<br>(宮城県、福島県からの避難者)     |
| 福島県   | 1,030  | 4,863  | 220   | 29,762                       |
| 東京都   | 7      |        | 77    | 1,023<br>(岩手県、宮城県、福島県からの避難者) |
| 茨城県   | 21     | 1      | 662   | 1,956<br>(福島県からの避難者を含む)      |
| 栃木県   | 4      |        | 133   | 2,098<br>(福島県からの避難者を含む)      |
| 群馬県   | 1      |        | 35    | 3,235<br>(宮城県、福島県からの避難者)     |
| 埼玉県   |        |        | 42    | 3,196<br>(福島県等からの避難者)        |
| 千葉県   | 17     | 2      | 209   | 1,309<br>(福島県からの避難者を含む)      |
| 神奈川県  | 4      |        | 127   | 526<br>(福島県からの避難者)           |
| 新潟県   |        |        | 2     | 7,196<br>(福島県からの避難者)         |
| 山梨県   |        |        | 1     | 965<br>(福島県、宮城県からの避難者)       |
| 長野県   |        |        |       | 627<br>(福島県、茨城県からの避難者)       |
| 静岡県   |        |        | 4     | 664<br>(福島県からの避難者)           |
| 高知県   |        |        | 1     |                              |
| 合計    | 11,258 | 16,344 | 2,777 | 173,765                      |

(参考) 阪神・淡路大震災の被害 (兵庫県庁HP:平成18年5月19日消防庁確定)

死者:6,434名、行方不明:3名、負傷者:43,792名

・死者10,882名、行方不明者13,005名、負傷者3,020名、避難者209,781名(消防庁30日12:00)

・行方不明者相談電話受理件数:岩手県5,430件(警察庁29日21:00)、宮城県57,832件(警察庁30日16:00)、福島県8,111件(警察庁30日08:00)

【長野県北部を震源とする地震】負傷者46名(長野県12名、新潟県32名、群馬県2

名) (警察庁 21 日 07:00)

【静岡県東部を震源とする地震】負傷者 57 名 (静岡県 51 名、神奈川県 6 名) (警察庁 21 日 07:00)

【茨城県北部を震源とする地震】負傷者 1 名 (群馬県) (警察庁 19 日 21:15)

【福島県浜通りを震源とする地震】負傷者 1 名 (茨城県) (警察庁 23 日 09:00)

◇海の被害 (海上保安庁 27 日 17:00)

・漂流船 255 隻を調査、無人確認。

・漂流遺体 72 体揚収

[人的被害の可能性のある被害状況]

・宮古、オモエ漁港、釣り船「コウヨウ丸」未帰還、捜索するも発見に至らず

・気仙沼タカハマ、1 名家屋に乗って漂流、捜索するも漂流を認めず

・気仙沼北サイ子、家屋に乗って漂流、捜索するも漂流を認めず

・気仙沼マルハタ丸漂流、1 名乗船、捜索するも漂流を認めず

・石巻工業港、和船漂流、2 名乗船、捜索するも発見に至らず

・亘理荒浜漁港、津波にのまれ漂流、人数不明、捜索するも漂流を認めず

・福島中野作、1 名ブイにつかまって漂流、捜索するも漂流を認めず

・小名浜、港内藤原埠頭 1 名漂流、捜索するも漂流を認めず

## (2) 火災発生件数 (消防庁 30 日 12:00)

青森県 : 5 件 (うち 5 件鎮火)

岩手県 : 23 件 (うち 23 件鎮火)

宮城県 : 183 件 (うち 181 件鎮火)

福島県 : 14 件 (うち 14 件鎮火)

茨城県 : 43 件 (うち 43 件鎮火)

群馬県 : 2 件 (うち 2 件鎮火)

埼玉県 : 13 件 (うち 13 件鎮火)

千葉県 : 14 件 (うち 14 件鎮火)

東京都 : 35 件 (うち 35 件鎮火)

神奈川県 : 6 件 (うち 6 件鎮火)

静岡県 : 1 件 (うち 1 件鎮火)

合計 : 339 件 (うち 337 件鎮火)

※延焼中の火災なし (鎮圧状態 2 件)

[鎮圧済みの火災]

・気仙沼市内の脇地区のその他の火災 (18 日 07:50) →建物のガレキ等が油分を含んでいるため鎮火まで時間を要する状態。(29 日 11:00)

・気仙沼市鹿折地区のその他の火災→ガレキ等が油分を含んでいるため鎮火まで時間を要する状態。(29 日 11:00)

[その他対応中の事案]

・神奈川県川崎市の東亜石油 (株) 扇町工場の浮き屋根式タンク (重油) の浮き屋根が沈没→タンク内の重油についてはほぼ抜き取り完了。残りの重油については、固化しているため加温後、29 日から抜き取り開始 (28 日 18:00)



- ・神奈川県川崎市のエムシーターミナル（株）川崎事業所の屋外タンクの内部浮き蓋上にキシレン（危険物第4類第2石油類）約600リットルが溢れた→タンク内に窒素を充填後、キシレンを抜き取る予定（16日17:15）→タンク内に窒素を充填し、酸素濃度を管理中。移送先タンク手配完了したため、29日から移送開始予定。（28日18:00）

### (3) 建築物被害

【東北地方太平洋沖地震】（警察庁30日18:00）

※津波により水没し壊滅した地域があり、全容把握に至っていない。

|      | 全壊     | 半壊    | 流失    | 全焼 | 半焼               | 床上浸水  | 床下浸水                | 一部破損    | 非住家   |
|------|--------|-------|-------|----|------------------|-------|---------------------|---------|-------|
| 北海道  |        |       |       |    |                  | 356   | 410                 | 4       | 22    |
| 青森県  | 100    | 13    | 6     |    |                  | 57    | 21                  | 4       | 2     |
| 岩手県  | 11,763 | 1,024 |       |    | 12 <sup>※1</sup> | 41    |                     | 301     | 172   |
| 宮城県  | 1,130  | 1,517 | 2,159 | 6  | 3                |       | 1,640 <sup>※2</sup> | 4,055   | 1,834 |
| 秋田県  |        |       |       |    |                  |       |                     | 3       | 3     |
| 山形県  | 37     | 78    |       |    |                  |       |                     |         |       |
| 福島県  | 2,413  | 958   |       | 77 |                  | 120   |                     | 6,944   | 469   |
| 東京都  | 3      | 6     |       | 3  |                  |       | 2                   | 239     |       |
| 茨城県  | 309    | 1,858 |       |    | 37 <sup>※1</sup> | 1,394 | 545                 | 46,630  | 565   |
| 栃木県  | 132    | 1,098 |       |    |                  |       |                     | 29,994  | 295   |
| 群馬県  |        |       |       |    |                  |       |                     | 13,011  | 195   |
| 埼玉県  |        | 5     |       | 1  | 1                |       | 1                   | 1,800   | 33    |
| 千葉県  | 647    | 1,521 |       | 3  | 3                | 762   | 347                 | 13,332  | 109   |
| 神奈川県 |        |       |       |    |                  |       |                     | 8       |       |
| 新潟県  |        |       |       |    |                  |       |                     |         | 2     |
| 静岡県  |        |       |       |    |                  |       | 7                   | 4       |       |
| 徳島県  |        |       |       |    |                  | 2     | 8                   |         |       |
| 高知県  |        |       |       |    |                  | 6     | 10                  |         |       |
| 合計   | 16,534 | 8,078 | 2,165 | 90 | 7                | 2,738 | 1,351               | 116,342 | 3,701 |

※1 全焼・半焼あわせの数（合計欄には計上していない）

※2 床下浸水・床上浸水あわせの数（合計欄には計上していない）

（参考）阪神・淡路大震災の被害（兵庫県庁HP：平成18年5月19日消防庁確定）

全壊：104,906棟、半壊：144,274棟、全焼：7,036棟、半焼：96棟、部分焼：333棟、一部損壊：390,506棟、非住家被害：42,496棟

【長野北部を震源とする地震】（警察庁21日07:00）

|     | 全壊 | 半壊 | 一部損壊 | 非住家 |
|-----|----|----|------|-----|
| 長野県 | 2  | 12 |      | 55  |
| 新潟県 | 4  | 12 | 165  | 137 |
| 合計  | 6  | 24 | 165  | 192 |

【静岡県東部を震源とする地震】

一部損壊(12)（静岡県(2)、山梨県(1)、神奈川県(9)）（警察庁21日07:00）

【茨城県北部を震源とする地震】一部損壊（群馬県(3)）（警察庁 19日 21:15）

【東北地方太平洋沖地震及び長野北部を震源とする地震】（消防庁 30日 12:00）

|     | 全壊     | 半壊     | 一部損壊   |      | 全壊     | 半壊    | 一部損壊    |
|-----|--------|--------|--------|------|--------|-------|---------|
| 北海道 |        |        | 4      | 群馬県  |        |       | 12,993  |
| 青森県 | 262    | 481    | 370    | 埼玉県  | 1      | 44    | 8,135   |
| 岩手県 | 7,532* | 1,023* | 238    | 千葉県  | 640    | 1,506 | 13,189  |
| 宮城県 | 調査中    | 調査中    | 調査中    | 東京都  | 3      | 3     | 287     |
| 秋田県 | 3      |        | 94     | 神奈川県 |        | 11    | 67      |
| 山形県 |        |        | 21     | 新潟県  | 9      | 48    | 252     |
| 福島県 | 1,167* | 1,221* | 18,011 | 長野県  | 2      | 12    |         |
| 茨城県 | 280    | 1,711  | 43,333 | 静岡県  |        |       | 523     |
| 栃木県 | 125    | 1,053  | 29,064 | 合計   | 10,024 | 7,113 | 126,581 |

※岩手県は上記のほか確認中の全壊・半壊が8,475以上ある。福島県は上記のほか確認中の全壊・半壊が1,800以上ある。

(4) 交通遮断状況

【東北地方太平洋沖地震】（警察庁 30日 18:00）

|     | 道路損壊  | 橋梁損壊 | 鉄軌道 |
|-----|-------|------|-----|
| 青森県 | 2     |      |     |
| 岩手県 | 26    | 4    |     |
| 宮城県 | 1,006 | 10   | 23  |
| 秋田県 | 9     |      |     |
| 山形県 | 15    |      |     |
| 東京都 | 16    | 1    |     |
| 茨城県 | 307   | 41   |     |
| 栃木県 | 257   |      | 2   |
| 群馬県 | 7     |      |     |
| 埼玉県 | 160   |      |     |
| 千葉県 | 321   |      | 1   |
| 合計  | 2,126 | 56   | 26  |

【長野北部を震源とする地震】鉄軌道（長野県(2)）（警察庁 21日 07:00）

◇鉄道（国土交通省 30日 10:00）

・運転見合わせ（計画停電に伴う運転見合わせを除く。）

|         |  |
|---------|--|
| J R 東日本 | 東北新幹線（那須塩原～盛岡）、山形新幹線、奥羽線（福島～米沢）、東北線（黒磯～郡山・本宮～一ノ関）、八戸線（階上～久慈）、山田線（上宮古～釜石）、陸羽東線、陸羽西線、釜石線（遠野～釜石）、大船渡線、気仙沼線、石巻線、仙石線（小鶴新田～石巻）、仙山線、磐越東線、只見線（大白川～会津坂下）、飯山線（戸狩野沢温泉～十日町）、常磐線（土浦～岩沼）、水郡線、水戸線、鹿島線（延方～鹿島サカサジ 7A） |
|---------|--|

|     |   |
|-----|---|
| その他 | 仙台市交通局 (台原～泉中央)、三陸鉄道 (北リアス線：田老～陸中野田、南リアス線)、仙台空港鉄道、阿武隈急行、鹿島臨海鉄道 (大洗鹿島線、鹿島臨港線)、ひたちなか海浜鉄道、真岡鉄道 (下館～真岡)、わたらせ渓流鉄道 (神戸～間藤)、山万、八戸臨海鉄道、岩手開発鉄道、仙台臨海鉄道、福島臨海鉄道 |
|-----|---|

・被害状況 (主な被害)

|         |  |
|---------|--|
| J R 東日本 | 東北線 (盛土崩壊)、八戸線 (橋げた流失)、山田線 (橋りょう流失)、仙石線 (線路内土砂流入)、仙山線 (架線切断)、飯山線 (路盤崩壊、土砂流入、信号ケーブル切断)、鹿島線 (橋脚損傷)   |
| その他     | 仙台市交通局 (軌道変位)、三陸鉄道 (駅舎、橋脚、線路等流出、土砂流入)、仙台空港鉄道 (浸水、駅施設損傷)、阿武隈急行 (駅施設損傷)、鹿島臨海鉄道 (軌道変位)、真岡鉄道 (軌道変位)、わたらせ渓流鉄道 (土砂崩れ)、山万 (高架橋コンクリート剥離)、八戸臨海鉄道 (駅器損傷)、岩手開発鉄道 (土砂流入)、仙台臨海鉄道 (土砂流入)、福島臨海鉄道 (土砂流入) |

【静岡県東部を震源とする地震】 (国土交通省 29 日 10:00)

J R 東海：身延線 (駅舎損傷)

◇空港 (国土交通省 30 日 10:00)

仙台空港のみ閉鎖 (ただし救援機のみ 3,000m 滑走路 24 時間運用中)

◇港湾 (国土交通省 30 日 10:00)

- 被災地の 15 港湾\*中 15 港湾が利用可能 (供用している岸壁は青森港を除き一部)
- \*青森港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港 (塩釜港区、仙台港区)、相馬港、小名浜港、茨城港 (日立港区、常陸那珂港区、大洗港区)、鹿島港

◇道路規制 (国土交通省 30 日 10:00)

- 高速道路 (一部通行止め)：常磐道 (いわき中央～常磐富岡)

【東北地方太平洋沖地震】高速道路 1、国直轄管理道路 20、補助国道 (都道府県管理 国道) 34、地方道 (都道府県道等) 267 の区間で通行止め

【長野北部を震源とする地震】地方道 4 の区間で通行止め

【静岡県東部を震源とする地震】通行止め区間なし。

- 国道 4 号から空港・港湾へのアクセス状況

(空港へのアクセス)

| アクセスルート  | 空港    |
|--|-------|
| 国道 4 号→東北道 (浪岡 IC) →国道 7 号→県道 27 号→青森空港                    | 青森空港  |
| 国道 4 号→東北道 (八戸 JCT) →八戸道→百石道路→第二みちのく有料道路→県道 10 号→三沢空港      | 三沢空港  |
| 国道 4 号→東北道 (八戸北 IC) →国道 45 号→県道 29 号等→八戸飛行場                | 八戸飛行場 |
| 国道 4 号→東北道 (花巻 IC) →県道 37 号→県道 294 号等→花巻空港                 | 花巻空港  |
| 国道 4 号→国道 45 号→三陸道 (矢本 IC) →市道→県道 247 号→松島飛行場              | 松島飛行場 |
| 国道 4 号仙台バイパス→市道→霞目飛行場                                      | 霞目飛行場 |
| 国道 4 号→東北道→仙台南道路 (仙台若林 JCT) →仙台東道路 (仙台空港 IC) →県道 20 号→仙台空港 | 仙台空港* |
| 国道 4 号→東北道 (村田 JCT) →山形道 (山形 JCT) →山形中央道 (東根 IC) →国道 287   | 山形空港  |

|   |        |
|---|--------|
| 号→県道 184 号→山形空港   |        |
| 国道 4 号→東北道 (北上 JCT) →秋田道→日治道→国道 7 号→県道 325 号→大館能代空港           | 大館能代空港 |
| 国道 4 号→東北道 (北上 JCT) →秋田道→(川辺 JCT) 日治道 (秋田空港 IC) →県道 46 号→秋田空港 | 秋田空港   |
| 国道 4 号→東北道 (村田 JCT) →山形道→国道 112 号→山形道 (庄内空港 IC) →県道 33 号→庄内空港 | 庄内空港   |
| 国道 4 号→東北道 (須賀川 IC) →国道 118 号→県道 67 号→国道 118 号→県道 63 号→福島空港   | 福島空港   |

※仙台空港は救難限定運用中

(港湾へのアクセス)

| 路線       | 出発地～目的地     | 経由地等        | 確認結果          | 重要港湾            |
|----------|-------------|-------------|---------------|-----------------|
| 国道 4 号   | 青森～青森       |             | 青森港入口まで通行可    | 青森港             |
| 国道 45 号  | 八戸～久慈       |             | 国道 281 号まで通行可 | 八戸港             |
| 国道 395 号 | 軽米～久慈       | 八戸道軽米 IC 経由 | 国道 45 号まで通行可  | 久慈港             |
| 国道 281 号 | 岩手～久慈       |             | 国道 45 号まで通行可  | 久慈港             |
| 国道 106 号 | 盛岡～富古       |             | 国道 45 号まで通行可  | 富古港             |
| 国道 283 号 | 花巻～釜石       |             | 国道 45 号まで通行可  | 釜石港             |
| 国道 107 号 | 北上～大船渡      |             | 国道 45 号まで通行可  | 大船渡港            |
| 国道 108 号 | 大崎～石巻       |             | 国道 45 号まで通行可  | 石巻港             |
| 国道 45 号  | 仙台～塩釜       |             |               | 仙台塩釜港<br>(塩釜港区) |
| 国道 45 号  | 仙台市内        |             |               | 仙台塩釜港<br>(仙台港区) |
| 国道 115 号 | 福島～相馬       |             | 国道 6 号まで通行可   | 相馬港             |
| 国道 49 号  | 郡山～いわき      |             | 国道 6 号まで通行可   | 小名浜港            |
| 国道 289 号 | 白河～いわき (勿来) |             | 国道 6 号まで通行可   | 小名浜港            |

◇海岸 (国土交通省 30 日 10:00)

- ・岩手県、宮城県、福島県 3 県の海岸堤防約 300 kmのうち約 190 kmが全壊・半壊
- ・津波により 443 kmが浸水被害 (航空写真判読済み分)

(5) ライフライン等の状況

◇電気 (停電)

- ・東北電力管内：約 18 万戸 (延べ停電戸数約 486 万戸) (経済産業省 30 日 10:00)

[参考情報] 停止中の発電所 (東北電力管内)

女川原子力発電所 1、2、3号機

仙台火力発電所 4号機

新仙台火力発電所 1、2号機

原町火力発電所 1、2号機

- ・東京電力管内 (延べ停電戸数約 405 万戸)、北海道電力管内 (同約 3 千戸)、中部電力管内 (同約 4 百戸) の停電は復旧済み (経済産業省 21 日 12:00)

[参考情報] 停止中の発電所 (東京電力管内)

福島第一原子力発電所 1、2、3号機 (4～6号機は定期検査により停止中)

福島第二原子力発電所 1、2、3、4号機

広野火力発電所 2、4号機

常陸那珂火力発電所 1号機

鹿島火力発電所 2、3、5、6号機

◇ガス（供給停止）（経済産業省 30日 12:00）

・一般ガス（家屋倒壊等が確認された戸数は含まない）

|               |           |
|---------------|-----------|
| 仙台市営ガス        | 283,022 戸 |
| 塩釜ガス（塩釜市等）    | 9,291 戸   |
| 釜石ガス（釜石市）     | 6,058 戸   |
| 常磐共同ガス（いわき市）  | 8,035 戸   |
| 京葉ガス（浦安市）     | 105 戸     |
| 東北ガス（白河市）     | 12 戸      |
| 常磐都市ガス（いわき市）  | 294 戸     |
| 気仙沼市営ガス（気仙沼市） | 990 戸     |
| 石巻ガス（石巻市）     | 8,542 戸   |

・簡易ガス（家屋倒壊等が確認された戸数は含まない）

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 宮城ガス（仙台市）           | 970 戸   |
| 釜石瓦斯                | 570 戸   |
| 仙台プロパン（山元町）         | 161 戸   |
| 仙南ガス（白石市、柴田町）       | 1,216 戸 |
| カメイ（矢本町）            | 66 戸    |
| いわきガス（いわき市）         | 155 戸   |
| 相馬ガス（相馬市）           | 85 戸    |
| 三重商会（大船渡市）          | 12 戸    |
| 八木又商店（大船渡市）         | 100 戸   |
| 名取岩沼興行協同組合（岩沼市、名取市） | 228 戸   |
| ガス&ライフ（東松島市）        | 341 戸   |
| 鳴瀬ガス（東松島市）          | 217 戸   |
| 鷹久屋商会（大熊町）          | 5 戸     |

◇水道（断水）（厚生労働省 29日 08:00）

|     |  |
|-----|--|
| 岩手県 | 大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村《約5万戸》  |
| 宮城県 | 塩釜市、仙台市、村田町、多賀城市、女川町、松島町、白石市、湧谷町、岩沼市、亘理町、七ヶ浜町、霊谷町、山元町、利府町、石巻広域水道（石巻市、東松島市）、蔵王町、登米町、栗原市、南三陸町、美里町、大崎町、気仙沼市、名取市、大郷町、七ヶ宿町《約16万戸》 |
| 福島県 | 郡山市、須賀川市、鏡石町、矢吹村、南相馬市、葛尾村、いわき市、相馬地方水道企業団（相馬市、新地町）《約5万戸》<br>※双葉地方水道企業団（双葉町他4町）及び浪江町は、避難指示により被害調査を含め、一切の活動を停止。                 |
| 山形県 | 西川町《4戸》  |
| 茨城県 | 石岡市、北茨城市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、桜川市、神栖市、行方市、茨城町、《約3万戸》  |

|     |  |
|-----|--|
| 栃木県 | 矢板市、さくら市《約 590 戸》                      |
| 千葉県 | 千葉県企業局 (千葉市他 10 市)、旭市、香取市、神崎町、《約 1 万戸》 |
| 長野県 | 栄村《約 280 戸》                            |

◇通信 (総務省 30 日 18:00)

|                |  |
|----------------|--|
| NTT 東日本        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入電話約 79,200 回線、ISDN 約 7,100 回線、フレッツ光約 21,800 回線が利用不可</li> <li>・公衆電話無料化 (岩手県、宮城県、福島県)</li> <li>・特設公衆電話設置 (青森県 (8)、岩手県 (285)、宮城県 (1,072)、秋田県 (5)、山形県 (54)、福島県 (158)、茨城県 (261)、栃木県 (137)、群馬県 (53)、埼玉県 (74)、千葉県 (63)、東京都 (34)、神奈川県 (8)、長野県 (19)、新潟県 (81)、山梨県 (14))</li> </ul> |
| NTT 西日本        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特設公衆電話約 4,200 台を順次移送中</li> </ul>   |
| NTT コミュニケーションズ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用線 1,635 回線が利用不可</li> </ul>   |
| KDDI           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・約 4,860 回線が利用不可</li> </ul>   |
| ソフトバンクテレコム     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アナログ電話及び ISDN 約 1,500 回線、専用線約 100 回線が利用不可</li> </ul>   |
| NTT ドコモ        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基地局 650 局が停波中</li> <li>・衛星携帯電話 631 台貸出し。</li> <li>・駅前等に充電器を設置</li> </ul>   |
| KDDI (au)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基地局 240 局が停波中</li> <li>・衛星携帯電話 46 台貸出し</li> <li>・百数十台程度の端末充電器を現地に発送</li> </ul>   |
| ソフトバンクモバイル     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基地局 356 局が停波中</li> <li>・携帯電話や充電器等の無償貸出</li> </ul>  |
| イー・モバイル        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基地局 19 局が停波中</li> <li>・携帯電話や充電器等の無償貸出</li> </ul>   |
| ウィルコム          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基地局 700 局が停波中</li> <li>・PHS 端末の無償貸出しを準備</li> </ul>   |

- ・全事業者が通信規制を解除
- ・災害用伝言サービス運用中：NTT 東日本、NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンクモバイル、イー・モバイル、ウィルコム
- ・通信障害情報等をホームページ公表：NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンクモバイル
- ・移動電源車等の配備：NTT 東日本、NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンクモバイル
- ・基本料金等の減免：NTT 東日本、NTT 西日本、NTT コミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンクテレコム
- ・利用料金支払期限の延長：NTT 東日本、NTT 西日本、KDDI、ソフトバンクテレコム、NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンクモバイル、イー・モバイル、ウィルコム

◇放送 (停電による停波) (総務省 30 日 17:00)

- ・テレビジョン中継局 (岩手県 (5)、宮城県 (11))

◇石油精製施設（経済産業省 30日 12:00）

・操業停止の精油所（JX仙台、JX鹿島、コスモ千葉、）

(6) 東北地方太平洋沖地震のマクロ経済的影響（内閣府 23日）

被災地域におけるストック（社会資本・住宅・民間企業設備）の毀損額は約 16～25 兆円

(7) その他

【東北地方太平洋沖地震】（警察庁 30日 18:00）

|     | 山崖崩れ | 堤防決壊 |     | 山崖崩れ | 堤防決壊 |
|-----|------|------|-----|------|------|
| 岩手県 | 3    |      | 栃木県 | 40   |      |
| 宮城県 | 51   | 4    | 群馬県 | 4    |      |
| 山形県 | 26   |      | 千葉県 | 11   |      |
| 東京都 | 1    |      | 合計  | 136  | 4    |

【長野北部を震源とする地震】山崖崩れ（長野県(2)）（警察庁 21日 07:00）

4. 被災者の救助活動状況（3月30日 18:00現在）

(1) 全体概要

救出等総数：26,685名

|                            | 警察庁                             | 消防庁                             | 海上保安庁 | 防衛省       |           |
|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------|-----------|-----------|
| 3月11日                      | 32名                             | 3名                              | 17名   | 約 19,300名 |           |
| 3月12日                      | 397名                            | 610名                            | 228名  |           |           |
| 3月13日                      | 1,631名                          | 3,725名                          | 28名   |           |           |
| 3月14日                      | 448名                            | 238名                            | 19名   |           |           |
| 3月15日                      | 1,183名                          | 2名                              | 24名   |           |           |
| 3月16日                      | 27名                             | —                               | 24名   |           |           |
| 3月17日                      | 29名                             | —                               | 1名    |           |           |
| 3月18日～<br>27日<br>(19:00まで) | 2名                              | 2名                              | 17名   |           |           |
| 計                          | 3,749名<br>(うち 1,302名は<br>消防と共同) | 4,580名<br>(うち 1,302名は<br>警察と共同) | 358名  |           | 約 19,300名 |

※警察庁及び消防庁については、報告を受け、確認できた実数

※各機関等による救出救助については、共同した救出救助活動を実施しているため、数については重複している場合もある。

## (2) 主な救出救助活動

(警察庁)

| 都道府県 | 救助人数                  | 備考                                  |
|------|-----------------------|-------------------------------------|
| 青森県  | 22名                   | 八戸市内、大平洋金属(会社)                      |
| 岩手県  | 3名                    | 警視庁「おとり4号」が大船渡長部小学校から病人を救出          |
|      | 3名                    | 警視庁「おとり4号」が山田町の負傷者を救出搬送             |
|      | 2名                    | 上閉伊郡赤浜地区                            |
|      | 7名                    | 北海道「たいせつ3号」が陸前高田において高台避難中の子供を含む7名救助 |
| 宮城県  | 134名                  | 野蒜付近で横転した電車付近、東松島、仙台市若林地区から救助       |
|      | 1名                    | 仙台市内の倒壊旅館                           |
|      | 76名                   | 各ヘリ部隊により救助                          |
|      | 243名                  | 県内4方面に展開中の広域緊急援助隊が救出                |
|      | 252名                  | 南三陸町孤立住民救出                          |
|      | 390名                  | 南三陸町にて救助                            |
|      | 3名                    | 仙台市東区にて救助                           |
|      | 1名                    | 仙台市北区にて救助                           |
|      | 13名                   | 気仙沼市他、ヘリにて救助                        |
|      | 2名                    | 南三陸町にて救助                            |
|      | 17名                   | 仙台東において救助                           |
|      | 58名                   | 河北町において救出                           |
|      | 166名                  | 石巻市で160名、河北町2名、南三陸町で2名、ヘリにより2名救助    |
|      | 352名                  | 石巻市において救助                           |
|      | 2名                    | 亘理町において救助                           |
|      | 2名                    | 河北町において救助                           |
|      | 13名                   | 石巻市において救助                           |
|      | 5名                    | 気仙沼市内において救助                         |
|      | 14名                   | 気仙沼市において救助                          |
| 15名  | 石巻市において救助             |                                     |
| 2名   | 9日ぶりに石巻市において救助(消防と共同) |                                     |
| 福島県  | 2名                    | 南相馬市内の倒壊家屋                          |
|      | 405名                  | 孤立していた老人ホーム及び病院の2カ所から救出             |
|      | 198名                  | 浪江町オンフォール双葉(老人ホーム)で職員を含む198名を救助     |
|      | 9名                    | 浪江町大堀地区小丸地内で救助                      |
|      | 3名                    | 南相馬市内                               |
| 東京都  | 10名                   | 九段会館屋内                              |



|      |        |   |
|------|--------|---|
| 神奈川県 | 5名     | 箱根駒ヶ岳ロープウェイに取り残された外国人5名を県警ヘリ「さがみ」により救出。 |
| 計    | 2,447名 | ※上記以外のものを含む                             |

(消防庁)

| 都道府県 | 救助人数  | 備考   |
|------|-------|--|
| 岩手県  | 6名    | 宮古地区で浸水家屋から救助  |
|      | 8名    | 久慈広域にて、浸水家屋や浸水家屋屋根から救助   |
|      | 約90名  | 大船渡市のマイヤ本店屋上53名、プラザホテル15~30名、まるごビル3名、ただの旅館6名、北日本プライフィットの屋根2名、救助完了。 |
|      | 100名  | 高田病院屋上100名孤立、県防災ヘリで救出完了  |
|      | 8名    | 長円寺の救助者、救出完了   |
|      | 2名    | 釜石市大平中学校の要救助者、防災ヘリで救助完了  |
|      | 約200名 | 山崎機能訓練サービスホームの要救助者、救助完了  |
|      | 2名    | 石川県隊にて野田村の要救助者2名救出   |
|      | 1名    | 大阪府隊にて大槌町の要救助者1名救出   |
|      | 7名    | 山形県隊にて大船渡市の要救助者7名救出  |
|      | 1名    | 福井県隊にて陸前高田市の要救助者1名救出   |
|      | 5名    | 東京消防庁が県内沿岸部にて救出  |
|      | 10名   | 神奈川県隊が県内沿岸部にて救出  |
|      | 10名   | 浜松隊が県内沿岸部にて救出  |
|      | 23名   | 秋田隊が宮古市内にて救出   |
|      | 44名   | 大阪府隊が大槌町にて救出   |
|      | 9名    | 福井県隊が陸前高田市にて救出   |
|      | 14名   | 埼玉県隊が陸前高田市にて救出   |
|      | 1名    | 大阪府隊が大槌町にて倒壊家屋から救出(92時間ぶり)   |
|      | 福島県   | 3名   |
| 2名   |       | 福島県防災ヘリにて浪江町の要救助者2名救出  |
| 1名   |       | 福島県防災ヘリにて双葉町の要救助者1名転院搬送  |
| 4名   |       | 群馬県防災ヘリにて小高地区の要救助者4名救出   |
| 1名   |       | 福島県防災ヘリにて相馬市の要救助者1名救出  |
| 1名   |       | 鹿児島県防災ヘリにて双葉町の要救助者1名転院搬送   |
| 3名   |       | 福島県防災ヘリにて相馬市の孤立住民3名救出  |
| 3名   |       | 鹿児島県防災ヘリにて相馬市の孤立住民3名救出   |
| 2名   |       | 福井県防災ヘリにて相馬市の孤立住民2名救出  |
| 2名   |       | 滋賀県防災ヘリにて新地町の孤立住民2名救出  |
| 14名  |       | 群馬県隊にて相馬市の孤立住民14名救出  |
| 宮城県  |       | 480名   |

|      |        |                                     |
|------|--------|-------------------------------------|
|      | 400名   | 中野中学校からの要救助者を救出完了                   |
|      | 687名   | 中野小学校、荒浜小学校及び中野中学校の屋上の要救助者687名救出    |
|      | 971名   | 孤立集落及び被災集落の要救助者971名を救命ボートを使用して救出    |
|      | 2名     | 大分県防災ヘリにて亘理町の孤立住民2名救出               |
|      | 1名     | 奈良県防災ヘリにて亘理町の要救助者1名救出               |
|      | 3名     | 滋賀県防災ヘリにて亘理町の要救助者3名救出               |
|      | 4名     | 愛媛県防災ヘリにて亘理町の孤立住民4名救出               |
|      | 4名     | 香川県防災ヘリにて亘理町の孤立住民4名救出               |
|      | 4名     | 福島県防災ヘリにて亘理町の孤立住民4名救出               |
|      | 2名     | 奈良県防災ヘリにて亘理町の孤立住民2名救出               |
|      | 2名     | 福岡県防災ヘリにて亘理町の孤立住民2名救出               |
|      | 20名    | 東京消防庁及び山梨県隊が県内沿岸部にて救出               |
|      | 30名    | 京都府隊、兵庫県隊及び鳥取県隊が県内沿岸部にて救出           |
|      | 18名    | 北海道隊、新潟隊及び和歌山県隊が県内沿岸部にて救出           |
|      | 30名    | 富山県隊及び広島県隊が県内沿岸部にて救出                |
|      | 25名    | 愛知県隊及び奈良県隊が県内沿岸部にて救出                |
|      | 1名     | 香川県防災ヘリにて亘理町の孤立住民1名救出               |
|      | 1名     | 新潟県隊が石巻市にて家屋から1名救出                  |
| 新潟県  | 2名     | 十日町市で土砂災害                           |
| 茨城県  | 5名     | 東海村日立那珂火力発電所において煙突上及び宙づり状態を茨城県ヘリで救助 |
| 神奈川県 | 9名     | 横浜市ボーリング場の天井落下、9名救出                 |
| 計    | 3,278名 |                                     |

(海上保安庁)

| 都道府県 | 救助人数 | 備考                                  |
|------|------|-------------------------------------|
| 北海道  | 5名   | 大黒島灯台孤立者をヘリで救助                      |
| 岩手県  | 1名   | 吉里中学校に避難した負傷者                       |
|      | 2名   | 市内孤立者、巡視船「きじかぜ」                     |
|      | 2名   | 大平中学校負傷者                            |
|      | 1名   | 大槌ふれあい運動公園負傷者                       |
| 宮城県  | 71名  | 石巻、「トリバン」、ヘリで救助<br>※防衛省の救助と合わせて全員救助 |
|      | 31名  | 石巻、「サイダージョイ」、ヘリで救助                  |
|      | 2名   | 石巻、雄勝湾内漁船、ヘリで救助                     |
|      | 62名  | 石巻、港内孤立者、船舶                         |

|     |      |                            |
|-----|------|----------------------------|
|     | 30名  | 気仙沼、港口付近ビル（終末処理場）、ヘリで救助    |
|     | 1名   | 気仙沼、気仙沼保安署、ヘリで救助           |
|     | 1名   | 塩釜、「第三クニ丸」、ヘリで救助           |
|     | 1名   | 志津川、漂流漁船                   |
|     | 13名  | 石巻市沿岸孤立者、ヘリで救助             |
|     | 1名   | 石巻市内の負傷者を救助                |
|     | 9名   | 石巻市南中里リコー営業所               |
|     | 1名   | 石巻健康センター                   |
|     | 2名   | 石巻工業港内絡索船「ちとせ」から救助         |
|     | 1名   | 石巻港外で「ブルーライナー」乗客1名         |
|     | 6名   | 気仙沼港傷病者搬送、借り上げ船にて救助        |
|     | 13名  | 仙台消防ヘリポート孤立者               |
|     | 21名  | 仙台市荒浜小学校孤立者                |
|     | 1名   | 気仙沼市内傷病者、「ささかぜ」が救助         |
|     | 6名   | 塩釜市桂島傷病者6名、塩釜消防署に搬送        |
|     | 1名   | 石巻尾崎宮下で救助                  |
|     | 5名   | 大島の重病人を「ささかぜ」により搬送         |
| 福島県 | 1名   | 相馬沖、「くまの丸」、船舶              |
|     | 23名  | 相馬、港内で座礁中の「シラミス」に乗船中の23名   |
|     | 23名  | 相馬港内の座礁船「パインウェーブ」から23名救助完了 |
|     | 8名   | 南相馬市、病院に入院中の患者8名救助搬送       |
|     | 9名   | 南相馬市、病院に入院中の患者9名救助搬送       |
| 千葉県 | 1名   | 銚子、「第三十三開運丸」、ヘリで救助         |
|     | 3名   | 銚子、転覆船、ヘリで救助               |
| 計   | 324名 |                            |

(防衛省)

| 都道府県 | 救助人数 | 備考   |
|------|------|--|
| 青森県  | 80名  | 小学生48名を含む計80名を海上自衛隊ヘリにより、地球調査船「ちきゅう」から人員輸送 |
| 岩手県  | 3名   | 孤立集落から重傷者2名・老人1名を救助、山田高校へ搬送                |
|      | 14名  | 山田高校へ搬送完了                                  |
|      | 13名  | 山田町にてビル屋上から救助                              |
|      | 1名   | 大槌で救助                                      |
|      | 100名 | 陸前高田市役所屋上の要救助者                             |
|      | 20名  | 大槌から県立釜石病院へ搬送                              |
|      | 16名  | 宮古マース（大型大衆浴場）                              |
|      | 82名  | 山田町にて救助完了                                  |

|      |                                     |                                     |
|------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 宮城県  | 約70名                                | 多賀城市（パチンコ店）救助中                      |
|      | 10名                                 | 石巻構内建造中の船舶「トリバン」                    |
|      | 7名                                  | 山元町老人ホーム                            |
|      | 26名                                 | 荒浜中から救助中。残り256名                     |
|      | 1名                                  | 松島周辺にて救助                            |
|      | 69名                                 | 気仙沼小学校                              |
|      | 10名                                 | 阿武隈川河口の要救助者を岩沼市陸上競技場へ搬送<br>残り32名    |
|      | 6名                                  | 志津川小学校から石巻日赤病院へ                     |
|      | 11名                                 | 志津川小学校からヘリで救助                       |
|      | 8名                                  | 荒浜地区阿武隈川                            |
|      | 1名                                  | 石巻空港から透析患者1名を石巻日赤病院へ搬送              |
|      | 4名                                  | 石巻へ移送（救難ヘリ64号機）                     |
|      | 1名                                  | 日赤病院へ移送                             |
|      | 9名                                  | 石巻へ移送（救難ヘリ72号機）                     |
|      | 1名                                  | にっこりサンパーク                           |
|      | 11名                                 | 大槌の救助者を県立釜石病院へ搬送                    |
|      | 10名                                 | 南気仙沼でヘリにて救助                         |
|      | 20名                                 | 阿武隈川で要救助者を移送完了                      |
|      | 69名                                 | 気仙沼小学校へ搬送                           |
|      | 66名                                 | 気仙沼へ移送完了                            |
|      | 125名                                | 石巻で救助                               |
|      | 139名                                | 白浜小学校の被災者を釜石市民体育館へ搬送                |
|      | 2名                                  | 東浜小学校で高齢者2名救助                       |
|      | 8名                                  | 東浜小学校で救助                            |
|      | 10名                                 | 石巻郵便局要救助者を収容完了                      |
|      | 17名                                 | 石巻第2小学校より搬送                         |
|      | 11名                                 | よりいそ小学校で要救助者11名を収容完了                |
|      | 36名                                 | 第6師団が石巻で救助                          |
|      | 27名                                 | 「たかなみ」から内火艇×2隻が孤立した被災者27名を<br>救助    |
|      | 32名                                 | 石巻沖で漂流中の32名を「たかなみ」が救助               |
|      | 4名                                  | 石巻総合公園に搬送                           |
|      | 53名                                 | 湊中学校から石巻総合公園へ搬送                     |
|      | 47名                                 | 空自被災者搬送実績（石巻日赤病院：1名、石巻総合公園：<br>46名） |
|      | 10名                                 | 陸自第6飛行隊搬送実績（東浜小学校）                  |
| 125名 | 第6師団が石巻で救助                          |                                     |
| 80名  | 気仙沼から孤立者の一部を空輸（250名のうち動けない<br>者80名） |                                     |

|     |          |  |
|-----|----------|--|
|     |          | ※海上保安庁の救助と合わせて全員救助                                       |
|     | 8名       | 波伝谷地区から石巻赤十字病院へ搬送  |
|     | 80名      | 気仙沼での孤立者を空輸  |
|     | 195名     | 石巻市で187名、東松島市8名の孤立者等を空輸                                  |
|     | 6名       | 石巻で救助  |
| 福島県 | 1名       | 洋上で収容、相馬病院に搬送  |
| 不明  | 11名      | 南東北総合病院<br>残り要救助者約256名                                   |
|     | 4名       | 阿武隈河川敷安全適地で降ろす   |
|     | 27名      | 阿武隈川付近   |
|     | 1名       | 救難ヘリ88号機が片岸で収容   |
|     | 1名       | ちょうかいが洋上で救助  |
|     | 140名     | ヘリで搬送完了  |
|     | 12名      | 百里救難隊の回転翼が救助   |
|     | 11名      | よりいそ小学校で要救助者11名(大人7名、子供4名)を収容完了                          |
|     | 41名      | 三沢ヘリが湊中学校で収容完了   |
|     | 111名     | 「たかなみ」が救助。そのうち28名を移送中。残りは「たかなみ」艦内に所在。                    |
|     | 54名      | 空自3月13日20時～14日6時までの人員移送                                  |
|     | 81名      | 水上第1部隊提示報告、新規救助者   |
|     | 32名      | 「たかなみ」にて孤立した27名の救助及び別に5名のうち、4名を搭載ヘリにより日赤病院へ搬送。28名は艦内で待機。 |
|     | 80名      | 第2航空群UH64が「ちきゅう」から80名を救助、八戸まで移送。                         |
|     | 12名      | 「はるさめ」搭載ヘリが浦島小学校から被災者12名を救助、気仙沼小学校へ搬送。                   |
|     | 64名      | 「おおなみ」搭載ヘリが阿武隈川河口の被災者33名及び亘理町立荒浜中学校の31名を岩沼市陸上競技場へ搬送      |
|     | 131名     | UH78号・UH66号・SH00号が白浜小学校の被災者131名を釜石市民体育館へ搬送               |
| 計   | 約19,300名 | ※上記以外のものを含む  |

(3) 主な避難・誘導活動

(警察庁・消防庁)

|     |         |                        |
|-----|---------|------------------------|
| 宮城県 | 約1,300名 | 仙台空港から誘導。ターミナルビルは現在無人。 |
|-----|---------|------------------------|

## 5. 各省庁の活動状況

### (1) 主要緊急物資の支援状況 (3月30日00:00現在)

| 区分         | 調達品目            | 到着済み       |          | 輸送中・<br>輸送準備中 |
|------------|-----------------|------------|----------|---------------|
|            |                 |            | 対前日同時刻   |               |
| 食糧・<br>飲料水 | パン(食)           | 4,727,005  | +152,000 | 607,000       |
|            | 即席麺類(食)         | 1,470,146  | +100,000 | 500,000       |
|            | おにぎり・もち・包装米飯(食) | 2,127,760  | +242,873 | 395,016       |
|            | 精米(食)           | 2,392,732  | +0       | 700,000       |
|            | その他(缶詰等)(食)     | 2,577,879  | +311,073 | 823,534       |
|            | 食糧計             | 13,295,542 | +805,946 | 3,025,550     |
|            | 飲料水(本)          | 5,160,168  | +386,897 | 1,024,416     |
| 生活用品       | トイレトペーパー(個)     | 301,636    | +0       | 6,300         |
|            | おむつ(枚)          | 266,462    | +0       | 0             |
|            | 一般薬(箱)          | 228,534    | +0       | 750           |
|            | マスク(枚)          | 3,251,222  | +0       | 0             |
| 燃料         | 燃料等(リットル)       | 11,286,000 | +29,000  | 628,000       |

### (2) 各省庁等の物資供給状況

#### (海上保安庁)

3月11日

- ・本庁対策本部に「緊急輸送対応班」を設置し、対外調整等を実施

3月12日

- ・二管区本部に避難した住民に対する毛布 200 枚、非常食糧（クラッカー240 缶）を陸路輸送
- ・巡視船により、室蘭港から青森港まで救援物資（飲料水 2 L × 3,000 本、おにぎり 5,000 個、パン 5,000 個；北海道提供）を搬送

3月13日

- ・釜石港において、航空機及び巡視艇による事前調査実施（推進、着岸壁、港口等）
- ・八戸港沖の入港待機漁船に対し、食糧等支援物資を提供
- ・岩手県尾崎白浜の孤立した被災者に対し、発電機用燃料を提供

3月14日

- ・巡視船の現場派遣に合わせ、神奈川県から岩手県への支援米（500Kg）を搬送

3月15日

- ・茨城県大洗港着岸中の巡視船により清水（約 18 トン）を提供

・江島の孤立者に対し、巡視船及び搭載機により飲料水（500ml×384本）を提供  
3月18日

・釜石港にて給水車9台等に対し、巡視船搭載の清水約8トン、ガソリン6缶（120リットル）を提供

・釜石港にて、岩手県振興局手配のトラックに対し、巡視船搭載の救援物資（ポリタンク50個、バナナ80本入り4箱、リンゴ38個入り16箱、カップ麺600個等）を提供

・茨城県大洗港にて、給水車15台に対し、巡視船搭載の清水約35トンを提供

3月19日

・仙台塩釜港仙台区にて、宮城県（陸上自衛隊経由）に対し、巡視船搭載の救援物資（補給水タンク2個、リヤカー20台、簡易ベッド50台、移動式発電機5台、軽油20L×5缶、ガソリン20L×5缶、毛布300枚）を提供

・茨城県大洗港にて、大洗町等に対し、巡視船搭載の清水約10.5トンを提供

3月20日

・ヘリにて、救援物資を仙台塩釜港から宮城県雄勝町及び南三陸町へ搬送

3月21日

・釜石漁港にて、岩手県大槌町（陸上自衛隊経由）に対し、仙台塩釜港仙台区で積載した救援物資（菓子、カップ麺10箱等）を搬送

・釜石港にて、岩手県釜石市への、救援物資（毛布223枚等）を搬送

3月22日

・小名浜港にて、福島県に対し、巡視船搭載の軽油40キロリットルを提供

3月28日

・大船渡市合足地域被災者に対して、災害支援車両用に燃料を提供

(防衛省)

(3月30日07:00現在)

|       |       |            |
|-------|-------|------------|
| 物資等輸送 | 物資等輸送 | 3499.2トン   |
|       | 患者搬送  | 175名       |
| 生活支援  | 給水支援  | 13,037トン   |
|       | 給食支援  | 1,271,086食 |
|       | 燃料支援  | 753.0kl    |
|       | 入浴支援  | 11,917名    |

(総務省)

・3月16日以降、パナソニック（1万台）、ソニー（3万台）ジャパンFMネットワーク（F

- ・ M東京系(1,500台)、NHK(460台)の計4万台以上のラジオを順次被災地に搬送中
- ・ 総務省の協力依頼を受け、日本通信(株)が宮城県・福島県災害対策本部を通じ避難所等にIP携帯電話端末(スマートフォン)約200台を貸与
- ・ 宮城県から災害対策用移動通信機器の貸与要請があり、MCA無線40台及び簡易無線115台を貸与。

3月29日

- ・ 岩手県災害対策本部、宮城県災害対策本部等に対し、携帯ラジオ1万台を配布。

#### (法務省)

- ・ 避難所に刑務所が所有する毛布・非常食等の支援物資を提供(毛布3,500枚、マスク5,000枚、簡易トイレ32台、アルファ米2,800食等)。
- ・ 福島自立更生促進センターの浴場を被災者に開放
- ・ 宮城県教育庁救援物資対策グループに、東京入国管理局が所有するマスク5万枚を提供。

#### (厚生労働省)

- ・ 医療用酸素ポンプ(7000L)を、宮城県に538本、岩手県に68本搬送
- ・ 破傷風トキソイドワクチンを、宮城県に100本搬送
- ・ 透析輸液を、宮城県に270本搬送
- ・ ダイアライザーを、宮城県に2,000本搬送
- ・ 救急セットを、1,000個搬送
- ・ 病院食(無洗米1,000kg、水1,320L、お粥2,006パック、濃厚流動食2,520本)を、宮城県に搬送
- ・ 紙おむつを、岩手県、宮城県、福島県等に121万枚搬送
- ・ 一般医薬品および衛生材料の詰め合わせ780パックを、水産庁漁業取締船を利用し発送
- ・ 毛布1,000枚を、宮城県に搬送
- ・ ウエットティッシュ7,600個及び消毒洗浄ジェル9,000個を、宮城県に搬送
- ・ 医療用医薬品(10t)を、宮城・岩手の現地医師会に搬送
- ・ 生理用品の補給要請(岩手県、宮城県、福島県)に対して、179万枚を搬送済。
- ・ マスクの補給要請(岩手県、宮城県、福島県)に対して、124万枚を搬送済。
- ・ 日本生協連は、被災者支援のための緊急支援物資を配送(3月16日までに、水・食糧・毛布など約200万点を提供。さらに、水・食料・毛布・カセットコンロ・ポンプなど約70万個の支援物資を手配しており、今後もさらに物資調達・被災地の生協への輸送を行う予定。(3/15~)
- ・ 日本生協連、ユーコープ事業連合、コープこうへは、みやぎ生協へ、被災地現地での物資運搬等のための燃料(軽油等)をタンクローリーで提供したほか、トヨタ生協、生協しまねも同生協へタンクローリーで燃料を輸送開始(3/15)。今後さらに、その他の生協も含め提供予定。
- ・ 岩手県、宮城県及び福島県の災害対策本部の要請を受け、労災保険による重大災害等への救急薬品の配布として、岩手県へ消毒薬や湿布薬などの一般用医薬品1,500個を搬送済み(23日15時)。(宮城県及び福島県に対しては、一般用医薬品8,000個を3月中に搬送すべく調整中。)



(文部科学省)

3月15日

- ・福島県からの要請に基づき、文部科学省から福島県災害対策本部に対してサージカルマスク1万枚を搬送。
- ・福島県からの要請に基づき、文部科学省及び関係機関からタイベックススーツ155着、マスク88,260枚、フェイスマスク30枚、サージカルマスク2,000枚、布手袋399双、ゴム手袋500双、ポケット線量計35台、手術用手袋1,540双、ガムテープ552個、手術帽50個、ゴーグル95個、長靴50足、長靴カバー600枚を搬送

3月18日

- ・福島県からの要請に基づき、文部科学省及び関係機関からタイベックススーツ98着、マスク37,227枚、サージカルマスク5,840枚、布手袋1,706双、ゴム手袋16,218双、ポケット線量計61台、手術用手袋17,545双、ガムテープ360個、手術帽485個、ゴーグル48個、長靴51足、長靴カバー1,574枚、耐火服1着、防塵マスク1,273枚、アノラック7着、手ぬぐい38枚、ビニール手袋1,350双、ビニール紐1個を搬送。

3月25日

- ・福島県からの要請に基づき、文部科学省及び関係機関からタイベックススーツ1,621着、マスク12,367枚、布手袋4,015双、ゴム手袋4,600双、ガムテープ25個、ゴーグル2個、長靴7足、長靴カバー270枚を搬送。

(農林水産省)

- ・3月12日(土)までの要請(食糧80万食、飲料水27万本)への対応

① 現地配付済みなし輸送中のもの

岩手県、宮城県、福島県分 食糧39万食、飲料水12万本

② マッチング中ないし輸送準備のもの

宮城県、福島県分 食料41万食(輸送準備中)、飲料水15万本(マッチング中)

3月14日

- ・漁業取締船「東光丸」が被災地へ粉ミルク(8,000缶)、水(150ト)などの支援物資の運送及び救助等のため、東京港有明埠頭から出港

3月15日

- ・木炭練炭等の供給について、被災県から要請があれば、関係団体から木炭等267ト、コンロ750個の提供が可能
- ・漁業取締船「白竜丸」が粉ミルク(8,000缶)、カップスープ、おかゆ、水、軽油などの支援物資の運送及び救助等のため、東京港有明埠頭から出港
- ・山形県酒田油槽所の漁業用重油A重油を病院へ緊急提供することについて全漁連に依頼すると共に、全農に陸送を依頼した結果、3月15~16日にかけて病院への搬入が完了する見込み

3月17日

- ・宮城県から要請があった木炭10トン、コンロ300個について、16日に石巻市及び気仙沼市への供給が決定し、17日朝に現地に到着。
- ・粉ミルク(6,400缶)等の輸送のため、自衛隊輸送機が愛知県小牧空港を離陸。同日、岩

手県いわて花巻空港に着陸。

- ・福島県立医科大学より粉ミルクの在庫が枯渇しているとの要請を受けて、乳業メーカーの協力により、粉ミルク（200缶）を緊急配送。
- ・漁業調査・取締船3隻が、支援物資の輸送等の活動中。東光丸は、釜石港に着岸、粉ミルク（8,000缶）等の陸揚げを行い、緊急車両、トラック等に軽油（2,260L）を提供。白竜丸は、牡鹿半島表浜地区・福貴浦地区にて、支援物資を周辺住民に引き渡し。

3月18日

- ・岩手県いわて花巻空港から、粉ミルク（6,400缶）が陸上自衛隊の輸送車等により支援先に向けて配送。
- ・漁業取締船「東光丸」は釜石港にて軽油9,040Lを緊急車両等に提供。同「白竜丸」は牡鹿半島田代島にて水60L、軽油60L、スープ90食、ミルク24缶、おかゆ81食を地域住民に引き渡し。

3月19日

- ・漁業取締船「開洋丸」により岩手・釜石港に輸送された粉ミルク（8,000缶）について、陸上自衛隊の輸送車等により、岩手県、宮城県及び福島県の支援先に向けて配送。
- ・漁業取締船「東光丸」は気仙沼漁港にて軽油4,400L、水400Lを引き渡し。気仙沼大島に粉ミルク400缶、おかゆ270食、カップスープ18,000食を引き渡し。同「白竜丸」は宮城県大須崎にて粉ミルク8缶、おかゆ80食、スープ540食、軽油60Lを周辺住民に引き渡し。漁業調査船「開洋丸」は、釜石港にてカップ麺2,500ケース、緑茶1,546ケース、トイレットペーパー184ケース、スコップ108丁を引き渡し。

3月20日

- ・被災県から要請があれば、木炭等324トン、コンロ1,750個の供給が可能。
- ・漁業取締船「東光丸」は釜石港にて軽油11KLを引き渡し。同「白竜丸」は宮城県石巻市寄磯、前網、網地島、鮎川にて水900L、軽油1,640L、スープ2,700食、粉ミルク120缶、おかゆ405食を引き渡し。漁業調査船「開洋丸」は釜石港にてA重油70KLを引き渡し。

3月21日

- ・福島県から木炭1トン、コンロ300個、宮城県から木炭10トン、コンロ600個の要請について対応中。福島県は22日夕刻に現地到着予定。（現時点の供給可能量として木炭等323トン、コンロ1,450個を確保。）
- ・福島県から要請があった粉ミルク（7,000缶）について、福島市内の配達先に配送。
- ・漁業取締船「東光丸」は宮古港にて軽油46KLを提供。同「白竜丸」は宮城県石巻市金華山、網地島、表浜にて水160L、軽油60L、医薬品12セット及び紙おむつ5箱等を引き渡し。同「なのつ」は仙台塩釜港にてレトルト食品110ケース、医薬品560セット、紙おむつ130箱等を引き渡し。漁業調査船「開洋丸」は宮古港にてA重油54KLを提供。

3月22日

- ・福島県（喜多方市）から木炭1トン、コンロ300個の要請があり、22日に到着。宮城県（仙台市）から木炭10トン、コンロ600個の要請があり、木炭は22日到着、コンロは23日に到着予定。（供給可能量として木炭等313トン、コンロ850個を確保。）
- ・漁業取締船白竜丸が福貴浦、田代島で食料、軽油、医薬品等を引き渡し。
- ・漁業取締船東光丸が宮古港にてA重油計68KLを提供。
- ・漁業取締船開洋丸が宮古港にてA重油計100KLを提供。

3月23日

- ・漁業取締船東光丸が八戸港にて軽油 44KL を提供。
- ・漁業取締船開洋丸が宮古港にて A 重油 42KL を提供。
- ・漁業取締船なのつが牡鹿半島地区でレトルト食品 5 ケース、スープ 5,400 食、軽油 800L 等を引き渡し。
- ・宮城県に木炭コンロ 600 個が到着。

3月24日

- ・被災者から要請があれば、木炭等 404 トン、コンロ 750 個の供給が可能。

3月25日

- ・調査捕鯨母船日新丸が被災地への灯油、A 重油、食材、衛生用品などの支援物資の運搬のため東京港大井埠頭から出港。

3月28日

- ・東北森林管理局から岩手県内の 5 市町村に対し、現時点で巻きストーブ 100 台等を提供 (20 日から継続)
- ・調査捕鯨船「日新丸」は、鮎川、網地島にて、カップ麺 7,700 食、餅 1,500 食、灯油 920 L、紙おむつ 10 箱、等を引渡し。漁業取締船「東光丸」は、「日新丸」等と協力して同地区にて、牛乳 624 本、うどん 210 食等を引渡し。同「白嶺丸」は、「日新丸」等と協力し物資の引渡し。同「流星丸」は釜石港にて灯油 2KL を引渡し。

3月29日

- ・調査捕鯨船「日新丸」は、石巻漁港にて、漁業取締船「東光丸」、「白嶺丸」、「流星丸」及び民間漁船と協力し、カップ麺 4 万食、缶詰 1 万 9 千食、灯油 4 KL、紙おむつ 15 箱、牛乳 1,800 本、うどん 1,500 食、を引渡し。漁業取締船「かちどき」は釜石港にて食料や生活用品等の支援物資を引渡し。

(青森県)

- ・毛布を 12,029 枚供給

### (3) 広域医療搬送の実績

○ 3月29日までの広域医療搬送の実績 (30日08:00、予定及び調整の搬送はなし。)

岩手県 花巻空港 → 千歳空港 (2名)、羽田空港 (6名)、秋田空港 (5名)

宮城県 松島空港 → 千歳空港 (81名)

霞目駐屯地 → 群馬県 (1名)、山形県 (4名)

山元町 → 東大グランド (2名)、高田駐屯地 (新潟県) (4名)

福島県 福島市 → 東大グランド (2名)

福島空港 → 羽田空港 (3名)

福島第一原発の 20~30km 圏内病院

→ 栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県・新潟県 (計 692 名)

福島第一原発の 20~30km 圏内社会福祉施設

→ 福島県内他地域・栃木県・神奈川県・新潟県等 (計 983 名)

磐城共立病院

→ 亀田総合病院 (千葉) (8名)、北里大学病院 (神奈川) (5名)

#### (4) 各省庁の活動状況

##### (警察庁)

3月11日

- ・15:07 北海道警察広域緊急援助隊に待機指示。
- ・15:07 中部・近畿・中国の広域緊急援助隊に出動指示。
- ・15:31 北海道警1機、岩手県警1機、宮城県警2機、福島県警1機、警視庁1機が被害調査のためヘリ出動中。
- ・15:13 近畿管区広域緊急援助隊(交通部隊)に出動指示。
- ・15:14 中部管区広域緊急援助隊(交通部隊)に出動指示。
- ・15:15 中国管区広域緊急援助隊(交通部隊)に出動指示。
- ・16:10 千葉県警察広域緊急援助隊に出動指示。
- ・16:25 警視庁広域緊急援助隊に出動指示。
- ・16:45 長野・新潟・山梨・秋田・山形の各県警察広域緊急援助隊に出動指示。
- ・17:30 ヘリの応援派遣予定。

愛知県警察ヘリ×1機 → 宮城県

北海道警察ヘリ×1機 → 岩手県

- ・22:20 北海道、警視庁、山形・埼玉・千葉・秋田の各県警察の広域緊急援助隊(刑事部隊)に出動指示。
- ・23:41 警視庁(増強)、新潟、長野、静岡、群馬の各県警察の広域緊急援助隊(刑事部隊)に出動指示。

3月12日

- ・08:30 神奈川・愛知・石川・富山・福井・京都・三重・岐阜・奈良・滋賀・和歌山・大阪・兵庫の各県警察の広域緊急援助隊(刑事部隊)に出動指示
- ・09:00 宮城県警察で行方不明者相談ダイヤルの開設(022-221-2000)
- ・21:00 警視庁公安機動捜査隊8人に対して出動指示
- ・21:00 神奈川県警及び大阪府警察等が保有する放射性粉じん用簡易防護服等所用数を管理換えの上、福島県警に搬送予定

3月13日

- ・19:00 警察庁及び関東、中部の両管区警察局に対し、管区機動隊の出動を指示
- ・19:00 千葉及び静岡の両県警察水難部隊の出動を指示

3月15日

- ・08:30 北海道、青森、秋田、山形、長野、静岡、滋賀、大阪、兵庫、和歌山、警視庁、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、徳島、香川、愛媛、高知、神奈川、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各都県警察の広域緊急援助隊(交通部隊)に対し、出動を指示。
- ・17:00 警視庁、北海道警察及び中国、四国、九州の各管区警察局管内の広域緊急援助隊(警備部隊)、管区機動隊に対し、出動を指示。
- ・身元確認ができない遺体について、DNA鑑定資料や指紋等必要最小限の資料を採取の上、検視等の迅速化を図るよう全国警察に通達。
- ・経済産業省からの協力要請を受け、警視庁機動隊等を現地に派遣し、警視庁が保有する高

圧放水車を利用して、注水作業を実施予定。

3月17日

- ・ 10:12 滋賀県及び大阪府の両府県警察管区機動隊に対し、出動を指示
- ・ 違法情報等対応連絡会、大手サイト管理者等に対して、インターネット上の不確かな情報を鵜呑みにせず公的機関に確認することや、不確かな情報の書込み・転送をしないこと等について、利用者に注意喚起するとともに、ネット上の不審情報を発見した場合には速やかに適切な措置を取るよう要請。

3月18日

- ・ 20:35 神奈川県及び埼玉県の両県警察の水難救助部隊に対し、出動を指示

3月21日

- ・ 14:10 警視庁機動隊に対し出動を指示。(第4次)

3月24日

- ・ 11:05 福岡県、大分県、宮崎県及び鹿児島県警察の機動隊・管区機動隊、佐賀県、長崎県及び熊本県警察の管区機動隊に対し、出動を指示。
- ・ 11:09 警視庁機動隊に対し出動を指示。
- ・ 11:12 長野県警察管区機動隊に対し、出動を指示。
- ・ 11:12 千葉県警察の水難救助部隊に対し、出動を指示。
- ・ 11:24 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県警察の管区機動隊に対し、出動を指示。
- ・ 11:26 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県警察の機動隊・管区機動隊に対し、出動を指示。
- ・ 11:48 青森県、秋田県及び山形県警察の機動隊・管区機動隊に対し、出動を指示。
- ・ 11:51 北海道警察警備隊に対し、出動を指示。

広域緊急援助隊の派遣状況 (3月30日10:00現在)

総数(累計) : 約 10,655人

派遣中の人員 : 約 3,177人

第一次派遣

|                  |       |          |
|------------------|-------|----------|
| 警備部隊 (3月12日~14日) | 1475人 | 28都道府県警察 |
| 交通部隊 (3月12日~17日) | 680人  | 26都道府県警察 |

第二次派遣

|                    |      |               |
|--------------------|------|---------------|
| 交通部隊 (3月17日~22日)   | 557人 | 29都道府県警察      |
| 警備部隊 (3月15日~17日)   | 200人 | 警視庁 (宮城県へ派遣)  |
| 管区機動隊 (3月15日~17日)  | 920人 | 12県警察         |
| 水難救助部隊 (3月15日~19日) | 31人  | 2県警察 (福島県へ派遣) |

第三次派遣

|                          |        |         |
|--------------------------|--------|---------|
| 警備部隊 : 管区機動隊 (3月18日~20日) | 1,853人 | 24都道県警察 |
| 交通部隊 (3月23日~ )           | 511人   |         |

岩手県へ派遣：162人 7道府県警察  
宮城県へ派遣：189人 13都県警察  
福島県へ派遣：160人 8県警察

#### 第四次派遣

管区機動隊 (3月20 (大阪・滋賀)・21日～25日) 1,734人  
岩手県へ派遣：570人 12県警察  
宮城県へ派遣：767人 13都府県警察  
福島県へ派遣：397人 2府県警察  
水難救助部隊 (3月21日～25日) 28人 2県警察

#### 第五次派遣

機動隊・管区機動隊 (3月25日 (北海道・警視庁)・26日～ ) 1,807人  
岩手県へ派遣：622人 11県警察  
宮城県へ派遣：772人 7府県警察  
福島県へ派遣：413人 2都道県警察  
水難救助部隊 (3月26日～30日) 15人 1県警察

#### 第六次派遣

機動隊・管区機動隊 (3月30日～4月6日予定 (福岡・佐賀・大分・宮崎・鹿児島))  
福島県へ派遣：462人 5県警察

刑事部隊 (3月12日～ ) 381人  
岩手県へ派遣：130人 10道県警察  
宮城県へ派遣：241人 14都府県警察  
福島県へ派遣：10人 1県警察

#### 航空機 (ヘリ) の派遣状況 (3月30日)

総計 10機

岩手県へ派遣：3機 3道県警察  
宮城県へ派遣：3機 3都県警察  
福島県へ派遣：4機 4都府県警察

#### (消防庁)

3月11日

- ・15:00 宮城県庁に2名派遣。
  - ・15:03 北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、富山県、山梨県の航空部隊に出動準備の指示。
  - ・15:40 緊急消防援助隊に対して出動指示。
  - ・23:52 3月12日のヘリの運行予定
- 緊援隊として33機、県機として7機

3月14日

- ・消防庁ホームページに計画停電を実施するにあたっての官房長官の協力依頼を掲示

**緊急消防援助隊の派遣状況 (3月30日12:00現在)**

実派遣部隊・人員の総数：約5,500隊 約22,000人

(注) 交代分を含む実際に派遣された部隊・人員の総数

派遣状況 (最大時:18日11時00分時点)

派遣部隊 1,558隊 派遣人員 6,099人

派遣中の部隊・人員の総数：619隊 2,214人

|             |            |                 |             |
|-------------|------------|-----------------|-------------|
| 岩手県へ派遣：陸上部隊 | <u>75隊</u> | 4府県1市1組織        |             |
| 航空部隊 (ヘリ)   | <u>5隊</u>  | 3県1市1組織         |             |
| 合計          | <u>80隊</u> | <u>6府県2市1組織</u> | <u>290人</u> |

|             |             |                    |               |
|-------------|-------------|--------------------|---------------|
| 宮城県へ派遣：陸上部隊 | 297隊        | 10都道府県1市1組織        |               |
| 航空部隊 (ヘリ)   | <u>7隊</u>   | <u>6県1市</u>        |               |
| 合計          | <u>304隊</u> | <u>15都道府県1市1組織</u> | <u>1,169人</u> |

|             |      |           |      |
|-------------|------|-----------|------|
| 福島県へ派遣：陸上部隊 | 230隊 | 10都県3市1組織 |      |
| 航空部隊 (ヘリ)   | 5隊   | 2県3市      |      |
| 合計          | 235隊 | 10都県5市1組織 | 755人 |

(海上保安庁)

3月11日

- ・15:01~15:44 にかけて地震・津波に関する日本航行警報、NAVTEX警報済み
- ・21:16~21:47 にかけて原子力緊急事態・退避命令区域に関するNAVTEX警報済み
- ・101 港で船舶への避難勧告、121 港で警戒勧告を実施
- ・緊急災害対策本部の設置受け、1514 日本海溝型地震動員計画を発動
- ・福島第一原発に係る避難命令 (3 km)、屋内退避命令 (3~10 km) 圏内海域における通航船舶等の調査及び指導のため巡視船が対応中、航空機についても発動指示済み。

3月12日

- ・03:06 福島第一原子力発電所から放射性物質の放出の可能性有りに関するNAVTEX航行警報済み
- ・04:15 新潟県上越・中越地震に関するNAVTEX航行警報済み

3月14日

- ・国土地理院との窓口を開設し、同院所属航空機からの情報提供体制を確立
- ・釜石港において測量船「海洋」により、港内の一部について、水路測量を実施。

3月15日

- ・宮古、釜石、仙台塩釜港 (仙台区) において、測量船3隻による港内の水路測量等を実施。

3月16日

- ・八戸、宮古、仙台塩釜港（仙台区）において、測量船4隻による港内の水路測量等を実施。  
3月17日
- ・八戸、仙台塩釜港（仙台区、塩釜区）において、測量船4隻による港内の水路測量等を実施。  
3月18日
- ・八戸、仙台塩釜港（塩釜区）において、測量船2隻による港内の水路測量等を実施中。  
3月19日
- ・久慈、仙台塩釜港（塩釜区）において、測量船2隻による港内の水路測量等を実施中。  
3月20日
- ・仙台塩釜港（塩釜区）、大船渡港において、測量船2隻による港内の水路測量等実施。  
3月21日
- ・仙台塩釜港（塩釜区）、大船渡港において、測量船2隻による港内の水路測量等実施。  
・仙台塩釜港（塩釜区）において、軽油等を搭載したタンカー「鶴宏丸」の入港警戒を巡視艇、航空機により実施。
- 3月22日
- ・大船渡港、気仙沼港において、測量船2隻による港内の水路測量等を実施。  
3月23日
- ・気仙沼港、石巻港において、測量船3隻による港内の水路測量等を実施。  
3月24日
- ・気仙沼港、石巻港において、測量船2隻による港内の水路測量等を実施。  
3月25日
- ・相馬港において測量船「天洋」により、港内の一部について、水路測量を実施。  
3月26日
- ・小名浜港において測量船「明洋」により、港内の一部について、水路測量を実施。  
3月27日
- ・小名浜港において測量船「明洋」により、港内の一部について、水路測量を実施。

**対応勢力（3月30日17：30現在）**

巡視船39隻、巡視艇9、測量船5隻、航路標識測定船1隻、  
航空機19機（固定翼2機、回転翼17機）  
特殊救難隊6名、機動救難士6名、機動防除隊4名

**（防衛省）**

3月11日

- ・14：52 岩手県知事より災害派遣要請。
- ・15：02 宮城県知事から東北方面総監に対し、災害対策派遣要請。
- ・15：26 陸自第21普通科連隊の連絡要員を秋田県庁へ派遣
- ・15：23 東北方面総監部から福島県庁へ連絡要員を派遣。
- ・15：30 陸自第二施設団から宮城県庁へ連絡要員を派遣。
- ・16：03 陸自第6師団の連絡要員を宮城県庁へ派遣。
- ・16：20 茨城県知事より災害派遣要請



- ・ 16 : 47 福島県知事から第44普通科連隊（福島）へ災害派遣要請
- ・ 16 : 54 青森県知事より災害派遣要請
- ・ 18 : 00 大規模災害対処派遣命令
- ・ 18 : 50 北海道知事より災害派遣要請
- ・ 19 : 30 原子力災害対処派遣命令

3月12日

- ・ 01 : 00 千葉県知事より災害派遣要請

3月16日

- ・ 閣議決定をもって予備自衛官、即応予備自衛官の災害招集に係る内閣総理大臣の承認を得て、防衛省・自衛隊として初めてとなる災害招集命令を発出。

3月18日

- ・ 東北地方太平洋沖地震による被災地域において自衛隊の部隊が実施する救援活動等に係る予備費の使用を決定。（閣議決定）

**派遣規模（3月30日08:00現在）**

人員：約106,300人（最大派遣時：約107,000人）

（陸約70,000人、海約14,500人、空約21,300人、

原子力災害派遣部隊500人）

航空機：回転翼220機、固定翼321機

艦船：50隻 が活動中

※3月14日、東北方面総監を指揮官とする統合任務部隊を編成

#### ○派遣部隊

（陸自）

東北方面隊：第6師団・第9師団隷下、方面直轄部隊

北部方面隊：第2師団・第7師団・第5旅団・第11旅団隷下、方面直轄部隊

東部方面隊：第1師団・第12旅団隷下、方面直轄部隊

中部方面隊：第3師団・第10師団・第13旅団・第14旅団隷下、方面直轄部隊

西部方面隊：第4師団・第8師団・第15旅団隷下、方面直轄部隊

中央即応集団・大臣直轄部隊

（海自）

指揮官：横須賀地方総監、航空集団（厚木）、教育航空集団（下総）、横須賀地方総艦部（横須賀）、護衛艦、掃海艦、掃海母艦、輸送艦、訓練支援艦、多用途支援艦、海洋観測艦、潜水艦救難母艦、試験艦、補給艦、掃海艇、掃海管制艇、ミサイル艇 等

（空自）

航空団、航空施設隊、航空警戒管制団、高射群、輸送航空隊、航空方面隊司令部支援飛行隊、航空混成団司令部、ヘリコプター空輸隊、救難隊、航空総隊司令部飛行隊、偵察航空隊、警戒航空隊、高射教導隊、航空システム通信隊、術科学校、航空隊、航空警戒管制隊 等

(内閣府)

3月13日

- ・被災者生活再建支援法の適用 (3月11日)  
福島県、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、長野県栄村 (3月12日：長野県北部地震)
- ・「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により、東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定し、行政上の権利利益の満了日の延長等を適用

(金融庁)

3月11日

- ・平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社、火災共済協同組合に対して、可能な限りの便宜措置等を依頼する通知を发出
- ・金融機関等の状況を記者クラブ投込み。以降、随時公表。

3月13日

- ・新潟県及び長野県内の関係金融機関等に対し、日本銀行と財務省関東財務局の連名で「長野県北部の地震にかかる災害に対する金融上の措置について」を发出し、預金の払い戻し時の柔軟な取扱い等、被害者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることを要請した。
- ・3月14日以降、金融市場及び証券市場において通常通り取引を行うこと、その際、金融庁において災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため市場の厳格な監視を行っていくこと等を内容とする「金融担当大臣談話」を公表

3月14日

- ・監督局長名で金融機関等に対し「計画停電に伴う節電等について」を发出。

3月18日

- ・「義援金等を装った詐欺にご注意！」を公表。

3月20日

- ・監督局長及び東北・関東財務局長名で金融機関等に対し「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について」を发出

3月23日

- ・監督局長及び全国の財務局長名で金融機関等に対し「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について」を发出

(総務省)

3月11日

- ・日本放送協会に対し、「被災地では停電が続くなどしており、ラジオによる情報伝達が重要になっている。地域住民が必要とする情報をしっかりと伝えるよう、NHKとして取り組んでもらいたい。」旨、口頭要請。
- ・日本民間放送連盟に対し、「東北地方の放送による災害情報の伝達について、当該地区の会員各社に対し、被災地の停電等の状況も踏まえ、特にラジオによる放送継続と災害情報の伝達に最大限の努力を払って頂くよう、民放連としても要請頂きたい。なお、総務省からも同様の内容で、東北地区のラジオ各社あて、口頭伝達する。」旨、口頭要請。

- ・東北のラジオ各社（青森放送、エフエム青森、アイビーシー岩手放送、エフエム岩手東北放送、エフエム仙台、秋田放送、エフエム秋田、山形放送、エフエム山形、ラジオ福島及びエフエム福島）それぞれに対し、「被災地では停電等が続くなどしており、ラジオによる情報伝達が重要になっている。地域住民が必要とする情報をしっかり伝えるよう、災害情報の伝達に最大限の努力を払って頂きたい。」旨、口頭要請

3月12日

- ・7時39分以降順次、内閣府に対して、停電しているNTT、NHKの重要施設について、政府備蓄を回せないか要請。
- ・北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び茨城県全域あてのゆうパック及びゆうメールの引受け停止を決定。
- ・（社）日本アマチュア無線連盟に対し、アマチュア無線機器の提供等について要請。  
（同日以降、非常通信用周波数を運用し、避難所情報等の提供を開始。アマチュア無線300台を被災地に貸与）
- ・宮城県及び新潟県津南町から災害対策用移動通信機器の貸与要請があり、新潟県津南町に対しては同日22時30分までに簡易無線15台を貸与済み、宮城県に対してはMCA無線70台及び簡易無線70台を貸与済み。
- ・日本データ通信協会及び携帯事業者等に対し、誤った情報を内容とするチェーンメール等に関する注意喚起を要請。総務省ウェブページでも周知。

3月13日

- ・片山総務大臣、鈴木総務副大臣が岩手県及び宮城県を視察
- ・住民の安否確認や被災者に対して緊急に行うべき事務について、都道府県が条例に定めることにより住基ネットの保有する本人確認情報を適切に活用するよう、また、転出証明書を発行できない被災市区町村からの転入があった場合、転入地において、氏名、住所、転入年月日、生年月日、戸籍の表示等に各住民からの届け出に基づき、住基ネットの保有する本人確認情報を活用することにより転入届を受理するよう、各都道府県宛に通知。

3月14日

- ・岩手県花巻市、奥州市及び茨城県鹿嶋市から震災に係る災害情報を市民に提供するための臨時災害放送局（FM放送）の開設について許可
- ・地方公務員共済組合に対し、共済組合の判断により一部負担金の徴収猶予及び減免ができること、組合員証等を紛失した場合に速やかに再交付を行うこと等について連絡

3月15日

- ・国際電気通信連合（ITU）に衛星携帯電話の無償貸与に関する支援を依頼。合計153台の衛星携帯電話の無償貸与を受けることとした。（第1便45台は3月18日、第2便78台は20日、第3便30台は22日に総務本省に到着し、県等に順次無償貸与。）

3月16日

- ・被害を受けた地方公共団体が、今年度（平成22年度）において、①地方税等の減免によって生じる財政収入の不足、及び②災害応急対策等の地方負担、の財源として地方債を発行することを可能とする政令改正を公布・施行。

3月18日

- ・被災地域の災害対策を支援する体制強化のため、大臣官房総務課に災害対策支援室を設置し、3名の要員を配置。

- ・新たに災害救助法の適用を受けた福島県及び栃木県の市町村内の無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施

3月19日

- ・国際電気通信連合（ITU）から貸与を受けた衛星携帯電話10台を岩手県災害対策本部に貸与。

3月23日

- ・東北管区行政評価局及び東北総合通信局において、被災地となった市町村を支援するため、職員派遣を開始。
- ・日本政策金融公庫の恩給担保貸付に必要となる「支給状態証明書」の発行及び「恩給証書」の再発行の手続きについて、被災地域に所在する同公庫支店で受付を行い、同公庫と総務省人事・恩給局の間で処理することにより恩給担保貸付手続きの迅速化を図ることとした。
- ・住宅が全半壊した者などに対しては、医療機関は組合等から組合員等負担分を徴収せず、審査支払い機関へ組合員等負担分も含めて全額（10割）を請求することを関係団体等を通じて医療機関に連絡。併せて、一部負担金等については、免除・猶予することが可能なことを改めて地方公務員共済組合等に連絡。
- ・北海道管区行政評価局、青森行政評価事務所、茨城行政評価事務所、栃木行政評価事務所及び千葉行政評価事務所（23日）において、「震災行政相談専用フリーダイヤル」を開設。

3月24日

- ・東北管区行政評価局、岩手行政評価事務所及び福島行政評価事務所において、「震災行政相談専用フリーダイヤル」を開設。

3月25日

- ・災害救助法の適用を受けた地域（東京都を除く）に居住する恩給関係債権の債務者に対し、督促状及び催告状の送付を停止する措置を実施。
- ・被災者が本人確認書類を消失し、携帯電話の契約に際して、本人であることを確認できる書類がない場合であっても、被災者が携帯電話の契約を行うことができるよう、本人確認の方法等に関して特例を設けた。
- ・新たに災害救助法の適用を受けた千葉県の市町村内の無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。

(法務省)

- ・震災に関する情報提供の窓口を法務省ホームページに開設。
- ・仙台入国管理局において、出入国手続に関するインフォメーションセンター（日本語）を24時間体制で実施。
- ・外国人の安否確認のための各県・駐日大使館等への情報提供、家族等からの照会対応のための体制整備
- ・仙台北法務局石巻支部については、検察職員、法務局職員数名が常駐し、一般人30名程度が庁舎内に避難している。1階会議室を避難場所として一般住民に提供。
- ・東京矯正管区及び大阪矯正管区管内の職員40名を宮城刑務所に派遣していたところ、石巻市から要請があり、地域住民の支援に当たさせた。
- ・地元医師会等の要請に基づき、矯正施設に勤務する医師2名を被災住民の治療等の業務に当

たさせた。

- ・平成23年新司法試験及び司法試験予備試験について、仙台市試験地での受験者に対する希望試験地の変更を法務省ホームページで周知。
- ・宮城県精神保健福祉協会に基づき、仙台保護観察所の保護観察官及び社会復帰調整官が、避難住民等のメンタルヘルスケアに従事。
- ・福島自立更生促進センターの浴場を被災者に開放している。また、浴場利用者のうち希望者に対して、臨床心理士の資格を有する保護観察官等がメンタルヘルスケアを実施。
- ・日本司法支援センターの常勤弁護士等が、避難所に赴き、被災者に対して生活再建等に関する法制度等についての情報提供を実施。
- ・日本司法支援センターが、日弁連等と共催で、被災者を対象とした弁護士による無料電話相談を実施。

3月15日

- ・入国管理局では、我が国に在留する外国人で今般の大地震で被災した方々の安否確認に協力するため、次のような対応を本日から実施。
  - －外国人登録に基づく情報を県等に提供すること。
  - －人定確認にあたって、指紋による照会に応じること。
  - －出国事実について、家族等からの照会に応じること。
- ・成田空港（第1・第2ターミナル）に出入国関係の相談カウンターを設置し、一時帰国を希望する外国人の相談に対応

3月21日

- ・休日における緊急の出入国関係の相談・照会に対応するため法務省入国管理局に専用ダイヤルを設置、法務省ホームページに掲載。

(外務省)

- ・外務省ホームページに本地震に関するサイト（日本語・英語）立ち上げ済み。15日より中国語、韓国語でも情報発信を開始。
- ・自治体への職員派遣：在日外国人対応のため、岩手県及び宮城県に職員6名を派遣（中国語専門家、岩手県3月17～23日（3名）、宮城県3月25日～31日（3名））。さらに、被災地方公共団体への国家公務員による人的支援として、岩手県宮古市へ職員4名を派遣（28日～31日）。

3月12日

- ・39ヶ国・地域から支援申し入れあり、数ヶ国（オーストラリア、米国、韓国、メキシコ、ニュージーランド）に対し救助犬を含むレスキューチーム派遣を要請

3月13日

- ・JICA事業関係招聘者の安否確認終了
- ・国際交流基金により訪日中の中国人高校生及び外国人研修生の安否確認終了
- ・日本赤十字と赤十字国際委員会（ICRC）が日本在住の外国人を主な対象として安否確認サイトを立ち上げ

3月17日

- ・在京大使館等からの外国人の安否確認が多く自治体に接していることについて、知事から

直接要請のあった岩手県への中国語の出来る外務省員の派遣を17日より実施中。

(財務省)

3月11日

・日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫において相談窓口を設置

3月12日～(3月18日08:30現在)

・財務局・財務事務所から地方公共団体に対し無償貸付等が可能な未利用国有地等の情報提供(東北財務局、北海道財務局、関東財務局)

【未利用国有地】

－北海道財務局から北海道に対し、リストを提供。(198件)

－東北財務局から宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県に対し、リストを提供。(174件)

－関東財務局から埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、新潟県、長野県、群馬県に対し、リストを提供。(258件)

※3月16日に東北財務局管内における未利用国有地(1件:649㎡)を地方公共団体に無償提供済み。

【国家公務員合同宿舎】

－北海道財務局から北海道に対し、リストを提供。(12住宅108戸)

－東北財務局から宮城県、青森県、岩手県、秋田県、福島県、山形県に対し、リストを提供。(36住宅339戸)

－関東財務局から千葉県、茨城県、栃木県、新潟県、長野県、埼玉県に対し、リストを提供。(74住宅1,944戸)

【各省各庁所管財産(特別会計所属未利用国有地等)】

－北海道財務局より北海道に対し、リストを提供。(未利用国有地19件、省庁別宿舎5住宅45戸、庁舎12件)

－東北財務局より宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県に対し、リストを提供。(未利用国有地77件、省庁別宿舎7住宅23戸、庁舎9件)

－関東財務局より埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、新潟県、長野県、群馬県に対し、リストを提供。(未利用国有地39件、省庁別宿舎34住宅263戸、庁舎9件)

※3月14日に東北財務局管内における宿舎4戸を地方公共団体に無償提供済み。

3月12日

・13:15 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県(対象地域については、今後、被災の状況を踏まえて見直し)の納税者に対して、国税に関する申告・納付等の期限の延長、この他の地域に居住し、申告等が困難な納税者についても、個別に申告・納付等の期限の延長が認められる旨、発表

・13:15 住宅・家財等の損失に係る雑損控除又は災害減免法による減免を平成22年分所得で適用するなどの税制上の対応策を講じる旨、発表

・13:15 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県(対象地域については、今後、被災の状況を踏まえて見直し)の被災者に対して、関税に関する申請等の期限の延長、証明書交付手数料の還付又は免除し、この他の地域に住所又は居所を有する申請等が困難な被災者についても、個別に申請等の期限の延長が認められる旨、発表

- ・沖縄振興開発金融公庫において特別相談窓口を設置
- ・日本政策金融公庫から指定金融機関（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）を通じた危機対応融資の対象への追加
- ・「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」を閣議決定

3月14日

- ・国家公務員共済組合においては、共済組合の判断により、東北地方太平洋沖地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができること、組合員証等を紛失した場合に速やかに再交付を行うこと等について、各共済組合に連絡。

3月15日

- ・被災者に対する個人向け国債の中途換金の特例（禁止期間にかかわらずいつでも中途換金可能）について、従来必要とされていた罹災証明書等がなくても中途換金が可能となるよう臨時特例省令を制定し、3月11日から適用する旨、発表。
- ・中央共同募金会が募集する寄附金について、寄附金控除等の対象となる「指定寄附金」に指定。

3月16日

- ・国家公務員共済組合においては、共済組合の判断により、長野県北部の地震で被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができること、組合員証等を紛失した場合に速やかに再交付を行うこと等について、各共済組合に連絡。
- ・住宅が全半壊した者などに対しては、医療機関は組合員等から組合員等負担分を徴収せず、審査支払い機関へ組合員等負担分も含めて全額（10割）を請求することを関係団体等を通じて医療機関に連絡。併せて、一部負担金等については、免除・猶予することが可能なことを、改めて国家公務員共済組合に対し連絡。

3月17日

- ・11:00（財）塩事業センターに対して、今回の地震によって生じた食用塩の需給の不均衡に対応するため、同センターが保有する備蓄塩の供給を行うよう塩事業法に基づき命令を発出。

3月18日

- ・税関監視艇1艇に税関の保有する災害用物資を支援物資として積載し、境港から函館港に向けて出港。

3月20日

- ・税関監視艇1艇に税関の保有する災害用物資を支援物資として積載し、新潟港から函館港に向けて出港。
- ・税関監視艇2艇が函館港に入港。

3月21日

- ・税関監視艇積載の支援物資を釜石市に提供。

3月23日

- ・今回の災害に係る危機対応融資の貸付限度額撤廃。
- ・国家公務員共済組合連合会や国家公務員共済組合が保有する病院施設及び宿泊施設への被災者の受入れ等について、更なる被災者支援のため国家公務員共済組合連合会や国家公務員共済組合に対し協力を依頼。

3月24日

- ・税関監視艇3艇が支援物資を積載し、大湊港に入港。
- ・災害救助法の適用が追加された地域及び原子力災害対策特別措置法による避難勧告がなされた地域等においても、医療機関は組合員等から組合員等負担分を徴収せず、審査支払機関へ組合員等負担分も含めて全額（10割）を請求することを関係団体等を通じて医療機関に連絡するとともに、併せて国家公務員共済組合に連絡。

3月27日

- ・被災者の広域的な二次避難のため、政府対策本部の指揮の下、直ちに利用可能として今後受け入れ都道府県等に情報提供していく国の宿舍等の数を取りまとめ、同じく利用可能なものとして公表されている公営住宅等の数とあわせ、政府対策本部により27日に官邸ホームページにおいて公表。（国の宿舍等：24,976戸、公営住宅等：17,169戸、合計：42,145戸）

3月28日

- ・（財）塩事業センターより約6,300トンの備蓄塩の追加供給を実施。（3月17日供給分と併せ、約7,200トン供給）

（文部科学省）

3月11日

- ・18:00 政府調査団（宮城県）に職員3名を派遣。
- ・21:00 地震調査研究推進本部地震委員会（臨時会）を開催。
- ・19:00 国公立の全大学病院に対し、DMATの派遣を要請（3月22日22:00現在で文部科学省が把握している派遣人数は412名（59大学））

3月12日

- ・政府調査団（岩手県）に職員1名を派遣。
- ・10:00 職員2名、日本分析センター職員4名、原子力安全技術センター職員2名、日本原子力研究開発機構職員7名、放射線医学総合研究所職員3名を現地に派遣。
- ・大学入試の中止等の状況（3月18日13:00現在）  
—3月12、13日に試験を実施しないことを確認した大学 36大学  
（内訳：国立18大学、公立10大学、私立8）

※試験を中止した上記18国立大学のうち、期日を変更して実施する大学4大学

（うち2大学は一部の学部のみ）、センター試験の成績等による入学者選抜を行うこととした大学16大学、また、公立大学10大学のうち、センター試験の成績等による入学選抜を行うこととした大学が10大学

—試験時間を繰り下げ 61大学

（内訳：国立37大学、公立17大学、私立7大学）

- ・避難先となっている公立学校等（文部科学省で把握できたもの：3月23日05:00）  
岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県の7県で計568校。
- ・3月12日（独）宇宙航空研究開発機構は、陸域観測技術衛星「だいち」により被災地域を撮像し、画像を関係機関に提供。（3月12～毎日提供）
- ・観測データからは、広範囲にわたる冠水や地殻変動が確認できる。（観測結果は宇宙航空研究開発機構のホームページ上でも順次公開）



- ・地球深部探査船「ちきゅう」は、破損した推進装置等の応急処置を行うため、室蘭港に向けて八戸港を出港（3月17日17:00）。なお、船内に残された地元の中居林小学校の児童48名及び引率教師4名を3月12日13時20分から海上自衛隊のヘリコプターで下船。（17:20までに親へ引き渡し終了）

#### ・高校入試の状況

公立高等学校の入試について全ての県で確認が取れた（3月16日11:45現在）

延期等の措置を検討（8県）～青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県

※他の都道府県についてはすでに全日程を終了または入試を予定通り実施する見込み。

- ・関係機関等と連携を取り、安全確保に万全を期すとともに、文部科学省への情報提供を改めて依頼。

#### 3月14日

- ・地震により被災した学生が修学・卒業するにあたり、①奨学金の周知、②授業料等の納付時期の弾力的取扱い、③単位認定等の弾力的対処、④学生へのメンタルヘルスケア等の配慮を求める通知を各大学の学長宛に発出
- ・専修学校・各種学校の入学手続きや生徒の卒業・進級・転学等において、被災した生徒に対する特段の配慮を求める通知を、各都道府県専修学校各種学校主管課長等宛に発出
- ・①被災した児童生徒等の公立学校への受け入れ、②被災した児童生徒等への教科書の無償給与、③児童生徒の入学手続・入学料や修学援助、奨励金等の弾力的な取扱い・措置、④修了認定や補習事業等への配慮、⑤登下校時の安全確保や心のケアの実施、等について取組を促す通知を、関係教育委員会や付属学校を置く各国立大学長宛に発出
- ・防災が科学技術研究所の地震計（高感度地震計、広域地震計）で記録された東北地方太平洋沖地震の波形データ等について東大地震研究所のホームページ上で公開
- ・巨大地震及び津波の発生メカニズムの解明を目的とした「2011年東北地方太平洋沖地震に関する総合調査」を行おうとする13大学と海洋研究開発機構の研究者に対し、科学研究補助金の交付を決定。本調査の実施に当たり、三陸沖から銚子沖にかけて海底地震計の設置や海底地形の調査等を行うため、海洋研究開発機構の深海調査研究船「かいらい」が横須賀を出港。
- ・大学病院における必要物資の確保について、各大学病院長宛に事務連絡
- ・公立学校共済組合に対し、組合員証を紛失した場合でも速やかに再発行を行うことや、組合員証がなくても保健医療機関等において受診できること等を連絡。

#### 3月15日

- ・茨城県桜川市からの要請に基づき、文化庁から被害状況等の現地調査を行うため、文化財調査官を派遣（3月17日09:00出発、11:00到着予定）
- ・住居減失など地震被害に伴う職員の職務専念義務免除及び職員による防災救助活動等への協力の際の職務専念義務免除について、各都道府県教育委員会等に事務連絡
- ・被災した職員及び被災地域において、教員免許更新制における手続きが円滑に行えるよう、各都道府県教育委員会等宛に事務連絡
- ・教育活動に支障が生じないよう、学校施設の早期復旧について国の調査を待たずに復旧工事が行える旨の通知を、関係教育委員会に発出
- ・地震の発生に伴う節電の徹底についての協力依頼を、教育委員会等に発出

- ・3月14日からの計画停電による帰宅困難者を国立オリンピック記念青少年総合センター(渋谷区代々木)において受け入れ
- ・13日及び14日、関係都道府県教育委員会、大学、大学病院、独立行政法人等に対して、計画停電に関する周知を徹底するとともに(3月14日～)、授業等の弾力的な対応や児童生徒等の安全確保等の適切な対応について事務連絡等により依頼(3月15日)。文部科学省庁舎においても、災害対策業務の実施を最優先としつつ、当面の間、徹底した節電対策を実施。
- ・組合員証を紛失した場合でも速やかに再発行を行うことや、組合員証がなくても保健医療機関等において受診できること等について、公立学校共済組合においてホームページに掲載し組合員に周知。
- ・公立学校共済組合において、同組合の宿泊施設について、被災者の宿泊料を無料で受け入れること、この措置は被災地からの受験生にも適用すること等を決定。

3月16日

- ・臨床心理士の被災地への派遣について、日本臨床心理士会に検討を要請
- ・炊き出しなど被災者に対する支援のための学校給食施設等の活用について、各都道府県教育委員会等に協力を要請
- ・計画停電の影響により、その間休院した大学病院は下記のとおり(3月16日21:00)
  - －日本大学松戸歯学部付属病院(3月15、16日)
  - －東京歯科大学市川総合病院(3月16、17日)
- ・独立行政法人宇宙航空研究開発機構は、岩手県から要請を受けた文部科学省の依頼に基づき、超高速インターネット衛星「きずな」を活用した通信インフラを現地に確立すべく、地上アンテナ等の資機材と要員5名を現地に派遣することを16日に決定。資機材及び要員は17日に岩手県庁に到着。18日には受信機の設置を終え、高速インターネット環境の提供を開始。また、18日に被災現場(釜石)にも資機材及び要員が到着。

3月17日

- ・公立学校共済組合の宿泊施設において、被災者の宿泊料を無料で受け入れること、この措置は被災地からの受験生にも適用すること等について、同組合ホームページに掲載して周知。
- ・各大学に対し、入学選抜や入学式等の日程変更等柔軟な措置を要請し、「平成23年度大学入学者選抜実施要領」に係る特別措置(被災者等の影響による場合は、試験期日、入学手続き期日に関して、各期日を超過して期日を指定しても差し支えないとする等)について通知。

3月18日

- ・被災した児童生徒等に対して、心のケアを含む健康相談を行うため、臨床心理士等144人を宮城県、福島県に派遣することを決定。
- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構の国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区代々木)において、福島県から透析患者及びスタッフ約358名を受け入れ。3月17日～24日(22～24は102名)。
- ・(社)日本野球機構に対し、東京電力・東北電力管内以外での試合開催のための努力、東京電力・東北電力管内での夜間の試合開催自粛を求める通知を发出。
- ・4月19日に実施を予定していた平成23年度全国学力・学習状況調査について、同日の実

施をとりやめ、7月末日までは調査を実施しないこととし、その旨を、各都道府県教区委員会等に通知。

3月20日

- ・笠浩史文部科学大臣政務官が、岩手県知事の要請に基づき、被害状況の把握及び今後の支援のあり方についての知事、教育長、被災市町村等との意見交換を目的として岩手県（盛岡市、陸前高田市、釜石市、大槌町）を視察。
- ・独立行政法人宇宙航空研究開発機構は、岩手県からの要請を受けた文部科学省の依頼に基づき、超高速インターネット衛星「きずな」を活用したハイビジョンTV会議システム・IP電話・インターネット等の通信インフラを現地に確立すべく、地上アンテナ等の資機材と要員5名を現地に派遣。岩手県庁及び釜石市に受信機等を設置し、ブロードバンド環境を提供。さらに、岩手県及び大船渡市より、同市における通信環境整備の要請を受け、「きずな」及び技術試験衛星VIII型「ETS-VIII」（通信衛星）の受信機等を現地に設置予定。（3月22日資機材輸送開始）

3月22日

- ・文部科学大臣及び厚生労働大臣の連名で、主要経済団体等に対して、震災の影響を受けた学生・生徒等への配慮を求める要請書を発出するとともに、震災の影響を受けた学生・生徒に対する支援のメッセージを発出。
- ・（社）日本野球機構とセ・パ両リーグ理事長、プロ野球選手会が、通知に関する報告を行うため、文部科学大臣を訪問。

3月24日

- ・被災した児童生徒等の公立学校への弾力的な受け入れ等に関するQ&Aを作成し、関係教育委員会等へ周知。
- ・水道水中に放射性物質が含まれている場合の対応について、厚生労働省や水道事業者等の情報を踏まえ、冷静かつ適切に対応するよう要請。
- ・災害時における吹きつけアスベスト等の対応について、教育委員会等に発出。

3月25日

- ・被災地域及び計画停電範囲内等の小、中、高等学校等における教育課程編成上の留意点について、各都道府県教育委員会などに周知。
- ・大学の平成23年度当初の授業期間について弾力的な取扱いが可能である旨、周知。

3月26日

- ・文部科学大臣が、被害状況の把握及び今後の支援のあり方等についての県知事等との意見交換を目的として、福島県を視察。

（厚生労働省）

#### ○災害救助法の弾力運用

今回の大震災による被害の甚大さにかんがみ、被災地でない都道府県が積極的に避難者の救助に当たれるよう、災害救助法の弾力的運用について被災地でない都道府県を含め全都道府県に通知。これにより、被災地でない都道府県が避難所や応急仮設住宅を設置した場合や旅館ホテルを借り上げた場合でも相当な経費を国庫負担（被災自治体財政力に依り5割～9割）することを明確化。

都道府県が支出した費用は、予算措置後速やかに簡素な手続きで交付。

3月11日

- ・ 15:04 全DMATに待機要請
- ・ 15:45 宮城県よりDMATの派遣要請があり派遣を指示
- ・ 16:00 対応可能DMAT146チーム、検討中116チーム
- ・ 16:05 福島県へDMAT派遣を指示。
- ・ 17:30 茨城県からDMATの派遣要請。
- ・ 17:35 茨城県へDMAT派遣を指示。
- ・ 17:41 岩手県からDMAT派遣要請、同時刻に岩手県への派遣指示。
- ・ 20:00 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について(3月17日16:30追加)

適用市町村(法適用日3月11日)

宮城県全35市町村

岩手県全34市町村

東京都47区市町

福島県全59市町村

長野県1村

新潟県2市1町

青森県1市1町

茨城県28市7町2村

栃木県15市町

千葉県6市1区1町

※ 岩手、宮城、福島の三県に、当面の救助費用計301億円の支出を決定(3月28日)

- ・ 23:30 被災地に向かっている給水タンク車台数及び今後向かうことが可能な給水タンク車台数の情報を午前0時を目途に整備中。
- ・ 避難所等における食中毒や感染症の発生予防に努めること及び食中毒や感染症の発生時は適切な対応を行い、二次災害を防止することを各都道府県に依頼
- ・ 災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保を行うために、社団法人日本透析医会災害時情報ネットワークの活用など、日本透析医会との連携をとるよう各都道府県に依頼。
- ・ 東北地方太平洋沖地震の被災者に対し、「エコノミークラス症候群」の予防を図るよう、各都道府県に依頼。
- ・ 生活福祉貸付について、被災した世帯に対して、特例措置を講ずる旨を各都道府県に通知
- ・ 中小・小規模企業の資金繰りに重大な支障が生じないよう、十分な対応を努めるよう株式会社日本政策金融公庫に依頼。
- ・ 要保護者に対する社会福祉施設における緊急的措置として、施設の定員を超えて受入れを行うとともに、施設の空きスペースなどを福祉施設として提供するよう、全国社会福祉協議会を通じ依頼。
- ・ 要援護者の社会福祉施設等の受入等についての考えられる取組や留意事項及び特例措置等について都道府県等に通知。
- ・ 被災した視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、視聴覚障害者等の状況・ニーズを把握するとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の配慮をするよう依頼。

- ・被災した要援護障害者等への対応について、避難所等における対応、障害者支援施設等における受け入れ、補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用、視聴覚障害者のコミュニケーション支援、利用者負担の減免等について、都道府県等に連絡。
- ・被災した要介護者等に関して、実態把握に努めること、介護サービス事業者等に対する協力依頼、介護保険施設等の施設・設備基準等に関する柔軟な取扱い、利用者負担の減免について、各都道府県に連絡。
- ・避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、被災自治体から旅館、ホテルに対して避難所等として受入要請があった場合の協力について、全国旅館ホテル同業組合連合会等に依頼。
- ・避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者について、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急避難的措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えないこととするとともに、社会福祉施設等の職員確保が困難な施設について、広域的調整の下で職員派遣を行うよう依頼。
- ・被災した後期高齢者医療制度被保険者に係る一部負担金の減免及び保険料の取扱いについて各都道府県等に連絡。
- ・国民健康保健においては、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並びに国民保険料(税)の減免、徴収猶予並びに納期限の延長を行うことができること等について、各都道府県に連絡。
- ・健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金等の減免等及び保険料の納期限の延長等ができること等について、健康保険組合等に連絡。
- ・被災に伴い被災者が被保健者証を保健医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡。
- ・公費負担医療を受けている被災者が、医療機関において手帳、患者票等の提出ができない場合においても受診が可能である旨を都道府県に連絡。
- ・社会保険診療報酬支払基金に対し、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業納付金の納付猶予を必要とする保険者を把握するとともに、速やかに納付猶予の申請を行うよう依頼。
- ・労災保険給付の請求に係る事務処理に関して、請求書提出時の弾力的取扱い、今回地震に伴う傷病の業務上外等の考え方、相談・請求の把握について都道府県労働局に指示。
- ・災害救助法の適用区域に所在する雇用保険の適用事業者に雇用される被保険者の中で、災害により事業を休業するに至ったため一時的に離職を余儀なくされた者であり、かつ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者に対して、雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施。

3月12日

- ・医療機関等に対する医薬品、医療機器等の供給に支障が生じることがないように、また、適正な流通を阻害することがないように、万全の措置を講ずるよう関係団体に依頼。
- ・国との連絡調整役として仙台市役所へ職員1名、東北厚生局より1名派遣を決定
- ・被災地の患者に対して、医師等からの処方せんの交付が無い場合でも、必要な処方箋医薬品を販売又は授与可能である旨を都道府県等に連絡。
- ・医薬品・医療機器を被災地に円滑に輸送できるよう「緊急通行車両確認標章」の発給手続きを医薬品・医療機器の製造卸事業者団体に通知。

- ・要介護認定事務の取扱や被災者が介護保険の被保険者証を提示できない場合であっても利用可能とする等について各都道府県に依頼。
- ・柩、ドライアイス、遺体搬送、火葬場の確保について、市町村から応援要請を受けた場合に、県内市町村、近隣県等と連携を図って対応するよう各都道府県に依頼。
- ・柩、ドライアイスの確保・提供について、葬祭業の全国団体に対して協力を依頼。
- ・緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入居先として提供できるよう、雇用・能力開発機構に要請。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用することを同機構に要請。

#### ＜雇用促進住宅利用可能戸数（3月17日現在）＞

岩手県 2,232 戸、宮城県 935 戸、福島県 436 戸

（3県以外の都道府県の合計 38,018 戸）

※引き続き、被災した地域においては、使用できる住宅の確認に努めるとともに、ライフライン等の壊れた住戸についても、修繕等の実施により復旧に努める。

3月13日

- ・被災地域にある事業所について、厚生年金保険料（健康保険・子ども手当供出金・船員保険を含む）の納付期限の延長及び猶予を行う旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知。
- ・国民年金保険料について、一定の要件に該当する場合は、申請に基づく災害時の保健料免除が可能である旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知。
- ・20歳前に初診日がある障害基礎年金の支給停止等について、被災者の被害金額の程度により所得を理由とする支給の停止等は行わないこととする旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知。
- ・年金受給者の現況届について、被災により期限までに提出が困難な場合には、提出・期限を延長する旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知。
- ・激甚災害と指定されたことに伴い、事業者が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止又は廃止したことにより休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、実際に離職していなくても失業しているものとして失業の認定を行い、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施。
- ・甚大な被害を受けている生活衛生関係業者等の中小企業者等に対する日本政策金融公庫の災害融資について、特別相談窓口の設置、低金利の設定が講ぜられたことについて、日本政策金融公庫の相談窓口とともに、厚生労働省ホームページに提示。

3月14日

- ・総務省消防庁に対し、「東京電力株式会社による輪番停電に係る在宅医療機器使用患者の対応について」を通知
- ・労災保険の療養の給付の手続について、任意の様式によっても差し支えないこととした。また、非指定医療機関の指定の遡及適用や指定申請の勧奨等を行うこととした。
- ・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等について、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切にサービスが受けられるよう配慮する旨、各都道府県に通知。
- ・被災地の患者に対する医療用酸素ガスの供給に際し、医療用酸素ガスボンベが枯渇したことによりやむを得ず工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用する場合の取扱いについて都道府県等に連絡。

- ・市町村長による埋火葬許可証が発行されない場合でも代替措置により遺体の埋火葬を認める特例措置について各都道府県に通知
- ・緊急援助隊が入国する際に携行する医薬品等の通関の際の配慮について、財務省関税局業務課に依頼。
- ・東北地方太平洋沖地震にかかる医薬品等緊急輸入を行う場合、通関の際の弾力的な対応について財務省関税局業務課に依頼。
- ・被災地の患者に対して、医師等の受診や医師等からの処方箋の交付が困難な場合でも、症状等について医師等へ連絡し、施用の指示が確認できる場合には、必要な医療用麻薬または向精神薬を施用のために交付可能である旨を都道府県等に連絡。
- ・外国の医師資格を有する者が、必要最小限の医療行為を行うことを認める旨を、被災都道府県に通知
- ・被災した中小・小規模企業からの返済猶予への柔軟な対応と遅延が生じた場合の遡及的な返還猶予手続きについて、株式会社日本政策金融公庫に依頼。
- ・消費生活協同組合の行う共済事業に関し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を連絡。

3月15日

- ・住宅が全半壊した者などに対しては、医療機関は患者から患者負担分を徴収せず、審査支払機関へ患者負担分も含めて全額（10割）を請求することを関係団体等を通じて医療機関に連絡。併せて、一部負担金等については、免除・猶予することが可能なことを、改めて保険者に対し連絡。
- ・保健医療機関等の建物が全半壊した場合や、入院患者の急増等により保健診療上、必要な施設基準を満たさなくなった場合等の保健上の取扱いについて、関係団体等に連絡。
- ・被災した子ども達に対するケアに関し、避難所や児童相談所等に児童福祉関係職員を派遣する等の対応を行うよう都道府県等に連絡。
- ・医師等の診察を受けられない被災者への向精神薬の提供に関し、薬剤師が事前に医師等から包括的な施用の指示を受けている場合、医師等への確認が取れなくても向精神薬を提供することが可能である旨を都道府県に通知。
- ・早期に必要な医療用麻薬を補給できるよう、県境を越えた麻薬の譲渡手続きを簡素化し、事前に電話連絡をした上で、譲渡後に許可申請書を提出することも可能とする旨を都道府県等に連絡。
- ・被災地域にある事業所について、労働保険料（一般供出金を含む）の納付期限の延長及び猶予を行う旨を都道府県労働局長に通知（3月14日）及び関係団体に周知依頼（3月15日）。
- ・被災した社会福祉施設、医療機関等に対し、独立行政法人福祉医療機構の災害復旧貸付について融資率等の優遇措置を図る旨、各都道府県に通知。
- ・3月20日に実施する管理栄養士国家試験について、宮城県会場での試験実施ができないため、追加試験の実施、受験希望者への特設会場の設置（厚生労働省）の決定に関して、受験者、関係者への周知を都道府県、関係機関等へ依頼。
- ・被災県の社会福祉施設等のうち、介護職員等が不足している施設等に対する職員派遣について都道府県等に依頼。

（派遣可能人数：5,971人（3月20日14時現在））

- ・被災地から他都道府県の社会福祉施設等への要援護者への受入れ可能人数について調整依

頼。

(受入可能人数：高齢者関係施設 28,929 人 (うち特養 10,227 人、老健 4,377 人))

3月16日

- ・独立行政法人国立精神・神経医療研究センターにおいて医療関係者等への支援者向けの情報提供サイトを開設
- ・事業者、労働所及びその家族等被災された住民が、産業保険推進センター、地域産業保健センター等でメンタルヘルスを含む健康問題について電話等で相談を受けられるよう、  
(独)労働者健康福祉機構及び都道府県労働局に通知

3月17日

- ・今回の地震による被害者の方々が法令に基づいて付与された権利等のうち、地震発生日以降に期限の到来するものについて、その満了日を平成23年8月31日まで延長するための告示を制定
- ・被災地域の患者に対する医薬品の供給を優先するため、被災地以外における長期処方 of 自肅、分割調剤の考慮を保健医療機関及び保険薬局に依頼
- ・被災した介護サービス利用者等のうち利用料金等の支払が困難になった者については、支払いを猶予することができることについて都道府県に連絡
- ・被災した介護保険制度被保険者が他市町村に転入した際の資格認定の弾力的対応について、都道府県に連絡
- ・震災被害に伴う経済上の理由により雇用調整助成金を利用する事業主のうち、当面、特に被害の大きかった青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主については、支給要件の緩和(事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮すること、生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能にすること、計画届けの事後提出を可能にすること)を実施。あわせて、雇用調整助成金の活用事例について事業主に周知
- ・各種助成金について、災害時における支給申請期限に係る取扱い(支給申請が可能になった後、一定期間内に支給申請等を行えば期限までに支給申請等があったものとして取り扱う)を事業主の方へお知らせするよう都道府県労働局に指示
- ・海外企業から在日の日本法人に向けてヨウ素製剤(ヨウ化カリウム)を送付する際の輸入手続きについて、各地方厚生局及び財務省関税局業務課に連絡
- ・被災地域及びその周辺地域の独立行政法人雇用・能力開発機構の公共職業能力開発施設について地方公共団体等から要請があった場合には、仮設住宅用敷地等として提供すること等を独立行政法人雇用・能力開発機構に依頼するとともに、その旨を関係県に通知
- ・訓練・生活支援給付を受けている基金訓練の受講者が、地震等の被害により、訓練の受講が困難となった場合であっても、「やむを得ない事情」により訓練に出席できない者として、訓練・生活支援給付の支援を行うことができるよう中央職業能力開発協会に通知
- ・福島第一原子力発電事故により、周辺環境から放射能が検出されていることから、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることのないよう、都道府県、関係機関等に通知
- ・被災地域におけるがん患者に対する適切な医療の確保について懸念がある状況であるため、都道府県及び全国都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会宛に、被災地のがん患者の受



入可否等についての情報把握等について依頼

- ・被災地における周産期・新生児救急事例や被災した妊婦が適切に医療が受けられるよう、都道府県と協力の上、受入体制について適切に対応いただくとともに被災地自治体や医療機関から相談窓口を設けて適切に対応いただくよう日本産婦人科医会、日本産婦人科学会、日本周産期・新生児医学会あて依頼
- ・被災地における妊婦等の受入体制等について、相談窓口を設置し、被災自治体や医療機関から要請があったときは、適切に対応するよう都道府県あてに通知
- ・東北地方太平洋沖地震にかかる保健師等の派遣について、都道府県等に対して、更なる派遣を依頼。
- ・昨日の告示を受け、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件等について通知。

3月18日

- ・東京電力管内の都道府県および水道事業者等に対して、管内の予測不能な大規模停電の発生に備えて、自家発電等の点検、水道需用者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請。
- ・予測不能な大規模停電の発生を想定した対応の要請について、人工呼吸器等使用の在宅療養患者への注意喚起等についての保健所への周知を関係都道府県に依頼。
- ・保健所等における放射線に関する健康相談の体制整備を都道府県等に依頼。
- ・都道府県（被災地への支援を行う被災地以外の都道府県含む）において備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、被災された方々のインフルエンザ罹患予防及び治療薬用に使用できる旨を各都道府県に対して通知。
- ・生活福祉資金貸付（緊急小口資金）について、被災した世帯に対する特例措置の運用にあたっての留意事項を各都道府県に通知。
- ・被災者（岩手県・宮城県・福島県）の要望に応じて、被災地の社会福祉施設等のうち介護職員等が不足している施設等に対し、他自治体からの派遣を調整することとし、その旨を通知。
- ・被災者（岩手県・宮城県・福島県）の要望に応じて、被災地の社会福祉施設等から他自治体の施設等への要援護者の受入を調整することとし、その旨を通知。
- ・被災地の病院等に対して他の病院等から医薬品・医療機器を融通することは薬事法違反とはならない旨を都道府県等及び関係団体に通知。
- ・被災地域に住所を有していた国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者が、他市町村へ転入の際に転出証明書が提出できない場合の被保険者資格の認定方法等の特例について保険者に対して連絡。
- ・地震の発生に伴い、生命維持に常時電源が必要な重度障害者等の入院において必要な生活に係る支援について、障害者自立支援法及び介護保険法における支援の対象として差し支えないことを都道府県・関係団体等に連絡。
- ・地震に伴う休業に関する取扱いについて、「労働基準法等に関するQ&A（第1版）」を作成し、周知。
- ・災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について建設業団体に要請するとともに、都道府県労働局あて通知。

- ・雇用保険の失業手当の特例措置（激甚災害と指定されたことに伴い、事業者が直接的な被害を受け、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくとも雇用保険の失業手当を支給できる）について、就業場所が、請負現場や労働者派遣事業の派遣先である労働者も対象となることを明確化。
- ・福島原子力発電所における事故により、放射線による健康影響を心配する地域住民が健康相談を希望することが想定されることから、保健所等において放射線の影響に関する健康相談の体制整備を図るなど適切に対応するよう地方自治体に依頼しているところであるが、その体制整備等にあたって、診療放射線技師の協力やサーベイメータの確保などの協力を行うよう関係団体に依頼。
- ・被災者である生活保護受給者について、要介護認定に係る審査決定の委託が困難である場合等について、要介護認定の結果を待たずに生活保護の介護扶助の決定を行うことができるものとする等地方自治体へ連絡。

3月19日

- ・福島第一及び第二原子力発電所の事故に伴う、水道水中の放射線測定値が「飲食物摂取制限に関する指標」を超過した場合の水道の対応について、各都道府県水道行政担当部長及び水道事業者に対する技術的助言。
- ・雇用促進住宅に係る福島第一原子力発電所の自主避難を含む離職者に対する支援については、その事情を十分考慮して対応するよう独立行政法人雇用・能力開発機構に要請。
- ・被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体に対して「労働基準法等に関するQ & A（第1報）」及び雇用調整助成金の活用促進について周知を行うよう、同地域の労働局労働基準部、労働局職業安定部に指示。
- ・被災地から避難所等への患者搬送に際して、医療関係者による付き添い、常備する医薬品の携行、診療録等による患者の病状等の情報の伝達をできるだけ行うよう、都道府県及び関係団体から医療機関等への周知を依頼。
- ・被災地の患者に対する医療用液化酸素の供給に際し、医療用液化酸素ボンベ超低温容器が枯渇したことによりやむを得ず工業用液化酸素ガス超低温容器を使用する場合の取扱いについて都道府県に通知。
- ・被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体に対して、「労働基準法等に関するQ & A（第1報）」及び雇用調整助成金の活用促進について周知を行うよう、同地域の労働局に指示するとともに、関係省庁に対して周知を依頼。
- ・避難所等における視聴覚障害者等への情報・コミュニケーション支援について、関係団体等との連携を密にし特段の配慮をするよう全国の都道府県に依頼。
- ・福島県において、食品衛生法上の暫定基準値を超える原乳が発見されたことについて情報提供。福島県に対し、関係情報を調査の上、食品衛生法上の必要な措置を講ずるよう依頼。また、自治体（茨城県）が公表した放射能検査の結果についても情報提供。

3月20日

- ・公衆衛生医師等（公衆衛生医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士など）の保健医療の有資格者（保健師を除く）の被災地都道府県等における避難所への派遣依頼。
- ・福島県において、食品衛生法上の暫定基準値を超える原乳が発見されたことについて情報提供。また、自治体（茨城県、新潟県）が公表した放射能検査の結果についても情報提供。

- ・これまで集まったデータに基づき、食品中の放射能の健康への影響について科学的評価を得るため、食品安全委員会へ諮問。
- ・自治体（栃木県、東京都及び群馬県）が公表した放射能検査の結果について情報提供。

3月21日

- ・文部科学省における水道水の放射能水準調査とは別に、都道府県もしくは県内水道事業者等で水道水の放射能水準調査を行っている場合、その結果についての情報提供を依頼。

3月28日

- ・福島原子力発電所の影響を踏まえた「激甚災害報の雇用保険の特例措置」の取扱いについて通知を发出。
- ・「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した事業者に係る福祉・介護人材の処遇改善事業の取扱いについて」通知を发出。
- ・「東北地方太平洋沖地震の影響による歯科医師臨床研修の取扱い」について通知を发出。
- ・平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その2）」通知を发出。

3月29日

- ・広域にわたる避難が行われた場合の取扱いに関し、①受け入れた都道府県・市町村での具体的な求償の流れ及び②岩手県、宮城県及び福島県に対する当面の予備費301億円の使用の決定を周知し、他自治体の積極的な救助を要請
- ・雇用促進住宅の一時入居先としての提供機関について、原則、平成23年9月末までとしているが、被災者が希望する場合には6か月ごとに最長2年（平成25年3月末日）まで更新可能とした。
- ・東北地方太平洋沖地震に係る災害融資に関する特別措置の被災証明書手続き等について通知を发出。
- ・「地震により被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について（その3）」、「高齢者の要援護者の避難所等における適切な支援について」、「東北地方太平洋沖地震による避難生活に伴う心身の機能の低下の予防について（その3）」を发出。

**DMATの活動状況（3月21日14：30現在）**

3月19日19：30をもってDMATの活動は、ほぼ終了

※ 最大193チームが活動

**医師等の派遣調整**

＜国立病院機構から派遣＞（3月29日12：00現在）

同機構からの派遣累計53チーム、263人

| 派遣先 | チーム数 | 人数 |
|-----|------|----|
| 岩手県 | 5    | 27 |
| 宮城県 | 2    | 12 |
| 合計  | 7    | 39 |

＜国立国際医療研究センターから派遣＞（3月28日20：00現在）

医療班2チーム(10人)が宮城県で活動中。

〈労働者健康福祉機構〉(3月29日00:00現在)  
全国の労災病院から医療班2チーム(13人)が宮城県で活動中。

〈日赤〉(3月29日00:00現在)  
救護班31(186人)チームが活動中

〈日本医師会〉(3月28日00:00現在)  
救護班63チーム(約250人)を派遣  
全日本病院協会及び日本医療法人協会は合同で7チーム(25人)を派遣

〈社団法人全国社会保険協会連合会〉(3月28日00:00現在)  
社会保険病院1チーム(19人)を派遣

〈社会福祉法人恩師財団済生会〉(3月29日00:00現在)  
救護班10チーム(30人)を派遣

〈薬剤師の派遣調整〉(3月29日14:30現在)  
・日本薬剤師会及び日本病院薬剤師会において、被災した各県からの要請に応じて、避難所等に薬剤師を派遣し支援する対応を調整。  
・3月29日までに、北海道、宮城、東京等の各薬剤師会、日本薬剤師会及び日本病院薬剤師会から、薬剤師計533名(宮城県へ366名、福島県へ122名、岩手県へ43名、茨城県へ2名)を派遣。

〈歯科医師等の派遣調整〉(3月25日11:00現在)  
・3月25日、日本歯科医師会等の関係団に、歯科医師等の歯科医療従事者の派遣への協力を依頼。

〈その他〉  
広域災害救急医療情報システム(EMIS)において、被災県からの救護班の派遣要請への協力を全都道府県に要請。これにより、福島県へ2つの県(滋賀県、香川県)から派遣。

・岩手県、宮城県、福島県及び仙台市からの災害対策基本法第30条に基づく地方自治体の保健師の派遣斡旋の要請を受け、保健師等の派遣を調整(3月13日)

保健師等の活動状況(3月29日12:00現在)

|  | チーム数<br>(人数) | 派遣先都道府県等 |
|--|--------------|----------|
|--|--------------|----------|

|       |               |                            |
|-------|---------------|----------------------------|
| 現在活動中 | 111<br>(370人) | 岩手県 37、宮城県 47、福島県 2、仙台市 25 |
| 移動中   | 2<br>(5人)     | 岩手県 1、宮城県 1                |
| 移動準備中 | 6<br>(22人)    | 宮城県 1、福島県 5                |
| 合計    | 119<br>(397人) | 岩手県 38、宮城県 49、福島県 7、仙台市 25 |

- 宮城県及び仙台市からの災害対策基本法第 30 条に基づく心のケアチーム派遣幹旋の要請を受け、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター及び各都道府県と、派遣可能なチーム数や期間の早急な調整を 3 月 13 日開始。

一派遣開始：

宮城県：岡山県 (3 月 16 日)、長野県 (3 月 17 日)、長崎県 (3 月 18 日)

仙台市：兵庫県 (3 月 18 日)

- 福島県知事からの保健師等の派遣の増員要請を受け、各都道府県、保健所設置市及び特別区に福島県への派遣について、再検討を依頼。(3 月 27 日)

#### 心のケアチームの活動状況 (3 月 29 日 14:00 現在)

| 活動状況  | チーム数      | 派遣先都道府県等                 |
|-------|-----------|--------------------------|
| 現地活動中 | 22 (106人) | 岩手県 7、宮城県 11、仙台市 3、福島県 1 |
| 移動中   | 0 (0人)    |                          |
| 既活動   | 13        |                          |

- 日本看護協会等の関係団体に、看護師等の医療従事者の派遣への協力を依頼 (3 月 18 日)

#### 看護師の派遣調整 (3 月 29 日 11:00 現在)

- 日本看護協会において、被災した各県の病院や避難所などへ計 210 人の看護師を派遣。宮城県で 75 人、岩手県で 31 人が活動中。岩手県、宮城県、福島県へ移動中が 32 人。

(農林水産省)

3 月 11 日

- 政府調査団に職員 (5 名) を派遣 → 追加で職員 10 名派遣 (3 月 12 日)
- 被災地における食糧の供給・確保について、関係団体に依頼 (一部食料品については、被災県に向けて手配中) (3 月 12 日)
- 消防庁、外務省危機管理室及び警察庁に対し、動物衛生課より「災害救助犬の受け入れ手続きに関する連絡先について」を持ち込みにより手交。
- 各種食糧 (米・弁当・水等) の供給元情報を整理中。
- 農協・漁協系統金融機関、政府金融機関等に対して、被害を受けた農林漁業者等に対する

資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう依頼する通知を发出。

- ・全国燃料協会（木炭に関する全国組織）及び日本煉炭工業会（煉炭の全国組織）等に木炭及び煉炭の供給体制を要請。
- ・林野関係被害についての迅速な報告依頼及び適切な応急対応等の依頼につき各都道府県及び森林管理局に文書により通知。

3月12日

- ・本省に農林水産業被害に関する相談窓口を開設
- ・震度4以上が発生した各県に対し、「人命最優先」という前提で、「二次災害防止」及び「ダム・ため池の点検対象施設の点検」の2点を指示
- ・東北森林管理局、関東森林管理局、中部森林管理局で、ヘリコプターによる調査を実施
- ・漁業取締船10隻に対し、被害状況の把握及び救助等のため、全国各地から東北沖に向かうよう指示（3隻現場到着済み）
- ・漁業調査船・取締船3隻に対し、支援物資の輸送のために稼働できるよう準備を指示
- ・水産加工関係団体（19団体）に対し、被災地への食料支援について協力を要請
- ・漁業共済団体及び漁船保険団体に対し、被害の早期把握、迅速な損害評価の実施及び共済金・保険金の早期支払について通知を发出
- ・海外からの救助犬につき、阪神大震災の頃と違い、弾力的な検疫ルールが制定済みであり、柔軟な対応が可能な旨外務省・総務省・警察庁に連絡。外務省からの要請を受け、韓国・シンガポール・ドイツ・スイス・米国・英国・オーストラリア・メキシコから、計41頭受け入れ済み
- ・被害のあった農業用ダムの緊急調査のため東北農政局担当官を福島県下に派遣

3月13日

- ・北海道森林管理局、東北森林管理局、関東森林管理局、中部森林管理局で、ヘリコプターによる調査を実施
- ・連絡手段が絶たれていた岩手県住田町に対して、岩手南部森林管理署遠野支署の衛星携帯電話を貸与

3月14日

- ・震災地域で販売される飲食料品の表示について、当分の間、JAS法の取締りの対象としない旨、都道府県へ通知
- ・農林漁業関係保証団体等に対して、被害を受けた農林漁業者等に対する既貸付金の償還猶予等が図られるよう依頼する通知を发出
- ・計画停電下において飲食料品の確保、消費者への販売・流通が確保されるよう依頼する通知を发出
- ・小売店における商品の不足などの状況に対して、消費者へ安定的に食料品を供給するため食料品の適正確保に向けた対応を依頼する通知を发出
- ・福島県からの要請に基づき、災害応急用ポンプ（農地湛水排除用）を、関東農政局土地改良技術事務所（埼玉県川口市）より10台、東北農政局土地改良技術事務所（宮城県仙台市）より2台、計12台搬送（南相馬市）
- ・名取土地改良区（宮城県）からの要請に基づき、災害応急用ポンプを、東北農政局土地改良技術事務所より6台搬送
- ・林地荒廃等被災状況の把握と今後の対応を検討するため、担当官を長野県及び新潟県へ派

遣

- ・岩手農政事務所において、食料支援要望等の情報収集を実施（2市町村）。

3月15日

- ・林業・木材関係団体を対象に被害状況の把握と災害復旧木材の安定供給及び価格安定等を議題として連絡会議を開催
- ・林地荒廃等被災状況の把握と今後の対応を検討するため、担当官を栃木県へ派遣。
- ・燃料単価が高騰したときに補填金を交付する漁業経営セーフティネット構築事業の平成23年4月からの新規加入期限を3月31日から5月31日に延長すると共に、被災した漁業者についてはそれ以降の加入も可能となるよう手当てするための文書を発出。
- ・農林水産省から経済産業省に対して、燃料の確保と食品向けの優先供給を要請。
- ・配合飼料不足に対応した給餌の方法、停電でのウィンドレス畜舎や園芸施設の温度管理等についての技術指導通知を発出。
- ・自衛隊が、人員輸送、物資輸送の民生支援を行うため、不通となっている岩手県内の県道41号線の迂回路として国有林林道を活用。
- ・名取土地改良区（宮城県）からの要請に基づき、災害応急用ポンプを、東北農政局土地改良技術事務所より7台、東海農政局土地改良技術事務所により4台、計11台搬送。
- ・林地荒廃等被災状況の把握と今後の対応を検討するため、専門家、長野県及び中部森林管理局等による現地調査を実施。
- ・東北農政局及び各地方農政事務所において、食料支援要望等の情報収集、近隣の避難所等での支援活動（物資仕分け・配布）、車両・人員の提供による必要物資の運搬等を実施。

（15～29日）

○ 宮城、岩手、福島 の3県における実績

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 15日 | 情報収集 39市町村、車両提供 8台、支援人員 16人   |
| 16日 | 情報収集 4市町村、車両提供 11台、支援人員 26人   |
| 17日 | 情報収集 8市町村、車両提供 18台、支援人員 82人   |
| 18日 | 情報収集 22市町村、車両提供 21台、支援人員 100人 |
| 19日 | 情報収集 2市町村、車両提供 27台、支援人員 91人   |
| 20日 | 情報収集 12市町村、車両提供 24台、支援人員 60人  |
| 21日 | 情報収集 2市町村、車両提供 20台、支援人員 57人   |
| 22日 | 情報収集 25市町村、車両提供 31台、支援人員 121人 |
| 23日 | 情報収集 11市町村、車両提供 40台、支援人員 114人 |
| 24日 | 情報収集 6市町村、車両提供 31台、支援人員 121人  |
| 25日 | 情報収集 9市町村、車両提供 32台、支援人員 105人  |
| 26日 | 情報収集 10市町村、車両提供 21台、支援人員 59人  |
| 27日 | 情報収集 2市町村、車両提供 20台、支援人員 51人   |
| 28日 | 情報収集 2市町村、車両提供 25台、支援人員 63人   |
| 29日 | 情報収集 2市町村、車両提供 23台、支援人員 71人   |

3月16日

- ・被災者救援に協力する食品企業者に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう金融機関に依頼する文書を発出。

- ・家畜用飼料の運搬車に対して緊急走行車両確認標章が交付されるよう警察庁から各県警本部に連絡。本件について関係団体に通知を发出。
- ・全農に対し、東北地域及び周辺地域における農業用 A 重油の需給の過不足状況を把握の上、地域内調整等を行うよう要請する通知を发出。
- ・関東森林管理局で、ヘリコプターによる調査を実施。
- ・東北森林管理局及び関東森林管理局で、避難所への食糧輸送用に車両 20 台を確保し、食料の輸送を実施。
- ・東北農政局において、自衛隊が輸送する精米の保管倉庫を確保。
- ・東北農政局において、JA 全農宮城県本部に対し、現時点でどう精可能な仙台市内の工場に関する情報提供等の協力支援。
- ・東北農政局において、緊急車両の認定手続きの支援。

3月17日

- ・漁業調査・取締船 3 隻が、支援物資の輸送等の活動中。東光丸は、釜石港に着岸、粉ミルク (8,000 缶) 等の陸揚げを行い、軽油を緊急車両、トラック等に提供。白竜丸は、牡鹿半島表浜地区等にて、漁船と協力し物資を沿岸集落に配布。
- ・財務省に提出していた仮設住宅用地等として活用可能な国有林野等のリストを岩手県、宮城県、福島県、茨城県等の災害対策本部及び国土交通省住宅局に提供
- ・住宅関連資材の調達等に関する情報収集と対策を行うため、林野庁、経済産業省、国土交通省による対策会議を開催
- ・森林管理局・署が有する、ブルーシート、薪ストーブ、薪、発電機、ガソリン携行缶、毛布、救急医薬品等の支援物資を集め、順次各地の避難所・市町村及び県災害対策本部に輸送開始。
- ・農林水産省から資源エネルギー庁に対して、東北地方における農林水産物生産に必要な農業用 A 重油、畜産関係の燃料等に関する優先配分を要請

3月18日

- ・食品衛生法を所管する厚生労働省に協力し、関係県と連携して、農作物の安全確認に関する調査を開始。
- ・漁業取締船白竜丸が宮城県表浜地区及び田代島周辺住民の安否情報及び住民からのメッセージを他の取締船と協力して石巻市役所に伝達。メッセージは農林水産省ホームページにも掲載。
- ・亘理町（宮城県経由）から要請のあった災害応急用ポンプ 2 台 [東海農政局土地改良技術事務所から貸出] を搬送
- ・石巻市（宮城県経由）から要請のあった災害応急用ポンプ 2 台 [北陸農政局土地改良技術事務所から貸出] を搬送
- ・林野庁長官、経済産業省製造産業局長、国土交通省住宅局長、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長の 4 省庁連名で、住宅関連資材の不足への対応に関し円滑な供給のための関係業界団体への通知を发出。
- ・福島県（相双農林事務所）から要請のあった災害応急用ポンプ 3 台 [関東農政局土地改良技術事務所から貸出] を搬送 (3.14 に南相馬市へ搬送した 12 台のうち 3 台を新地町へ回送)
- ・東北農政局において、ヘリコプターで新潟空港から空輸した包装米飯の搬送に関し、運送業者（燃料を含む）を確保するとともに、運搬についても支援。



3月19日

- ・石巻市（宮城県経由）から要請のあった災害応急用ポンプ5台（追加分）[東海農政局土地改良技術事務所から貸出2台、北陸農政局土地改良技術事務所から貸出3台]を搬送。
- ・東北森林管理局で、ヘリコプターによる調査を実施。
- ・仙台市（宮城県経由）から要請のあった災害応急用ポンプ6台[近畿農政局土地改良技術事務所から貸出]を搬送。
- ・東北農政局において、食料支援活動に必要な燃料の確保のため、東北土地改良建設協会を通じ、食品会社への燃料の融通を仲介。
- ・東北農政局において、食品事業者からの食料品無償提供の申し出に関し、宮城県対策本部と調整の上、配送を手配。

3月20日

- ・漁業取締船白竜丸が宮城県石巻市大須崎地区周辺住民の安否情報及び住民からのメッセージを他の取締船と協力して石巻市役所に伝達。メッセージは農林水産省のホームページにも掲載。
- ・東松島市（宮城県経由）から要請のあった災害応急用ポンプ5台[東北農政局土地改良技術事務所から貸出3台、北陸農政局土地改良技術事務所から貸出2台]搬送
- ・農林水産省は原子力発電所の事故を踏まえた農作物や食品等の取扱いについて関係団体へ通知を出し、科学的根拠に基づく冷静な対応を求めた

3月21日

- ・福島県（相双農林事務所）から要請のあった災害応急用ポンプ5台（追加分）[中四国農政局土地改良技術事務所から貸出]を搬送。
- ・松島町（宮城県経由）から要請のあった災害応急用ポンプ2台[中四国農政局土地改良技術事務所から貸出]を搬送。
- ・石巻市（宮城県経由）から要請のあった災害応急用ポンプ3台（追加分）[東北農政局土地改良技術事務所から貸出]を搬送。
- ・県等から要請のあった農業用施設等の緊急点検調査のため、(独)農研機構農村工学研究所の専門家及び農政局担当官を宮城及び福島県下に派遣。
- ・漁業取締船白竜丸が宮城県金華山地区住民の安否情報及び住民からのメッセージを石巻市役所に伝達。メッセージは農林水産省ホームページにも掲載。
- ・政府の原子力対策本部における野菜等の出荷制限の指示を踏まえ、卸売市場の開設者及び関係団体等への通知を発出し、卸売市場における生鮮食品の取り扱いについて、卸売市場法に基づく適切な対応を要請。同旨を農林水産省ホームページにも掲載。

3月22日

- ・福島第一原子力発電所の事故を踏まえた農作物の出荷制限により影響を受ける農業者等に対する資金の円滑な融通について金融機関に依頼する文書を発出
- ・福島県（相双農林事務所）から要請のあった災害応急用ポンプ2台[東北農政局土地改良技術事務所から貸出]を搬送。（3.15に名取土地改良区（宮城県）へ搬送した11台のうち2台を回送）
- ・災害からの復旧・復興用の合板の需給等について関係団体と情報交換を行う合板需給情報交換会を開催
- ・東北森林管理局は、仮設住宅用資材（杭丸太）を緊急に確保するため、国有林からの供給

を決定。(第1回:杭丸太約6,000本分)

- ・東北森林管理局は、瓦礫の一時置き場として使用可能な国有林野(海岸林等)のリストを宮城県等の災害対策本部に提供。
- ・卸売市場関係団体と意見交換を行った上、原子力発電所の事故を踏まえた生鮮食料品の取扱いについて科学的・客観的な根拠に基づき適切に対処されるよう依頼。同旨を農林水産省ホームページにも掲載。
- ・小売り関係団体と意見交換を行った上、原子力発電所の事故を踏まえた生鮮食料品の取扱いについて科学的・客観的な根拠に基づき適切に対処されるよう依頼。同旨を農林水産省ホームページにも掲載。

3月23日

- ・原子力発電所の事故を踏まえたミネラルウォーターの供給に関する適切な対応について関係団体への通知を発出。同旨を農林水産省ホームページにも掲載。
- ・林地荒廃等被災状況の把握と今後の対応を検討するため、林野庁担当官、東北森林管理局担当官及び(独)森林総合研究所の専門家を宮城県へ派遣(23~25日)。
- ・関東森林管理局は、瓦礫の一時置き場として使用可能な国有林野(海岸林等)のリストを福島県、茨城県等の災害対策本部に提供。
- ・東北農政局において、長崎県からの野菜の被災地への輸送の申し出に対し、宮城県対策本部と調整の上、避難所等の情報を長崎県に提供。

3月24日

- ・原子力発電所の事故を踏まえたミネラルウォーターの供給に関する適切な対応について関係企業への通知を発出。同旨を農林水産省ホームページにも掲載。
- ・名取土地改良区(宮城県)から要請のあった災害応急用ポンプ2台[北陸農政局土地改良技術事務所から貸出]を搬送
- ・東北農政局において、宮城県知事から要請のあった名取川流域の排水対策促進に向け、職員を現地土地改良区に常駐。
- ・東北農政局において、県庁内に設置された政府の緊急現地対策本部員との連絡強化を図るため、農政局職員を本部員として派遣(支援物資の調達・補給等業務に従事)。
- ・住宅関連資材の需給状況について、国交省、経産省との3省庁合同で関係業界に対し、緊急調査を実施。

3月25日

- ・東北農政局において、石巻市内の食料不足の早期解消を図るため、農政局幹部職員を石巻市内へ派遣。
- ・原子力発電所の事故を踏まえた生鮮食料品等の取扱いについて科学的・客観的な根拠に基づき適切に対処されるよう、小売関係団体へ再度依頼。同旨を農林水産省ホームページにも掲載。
- ・日本合板商業組合の臨時「全国支部長会議」に出席(林野庁木材産業課長)し、品薄が懸念されている住宅関連資材等の適切な需給に対する協力を依頼。

3月26日

- ・東北森林管理局は、瓦礫の一時置き場の候補地となり得る、国有林野(採草地等)のリストを岩手県の災害対策本部に提供

3月27日

- ・東北農政局において、石巻市に対し、支援物資の集積場所確保の検討のため、JA倉庫の情報を提供。

3月28日

- ・食品関係事業者（約200社）に対する説明会を開催し、支援物資の増産、電力需要抑制策の検討等を依頼するとともに、原子力発電所の事故を踏まえた生鮮食料品等の取扱いについて科学的・客観的な根拠に基づき適切に対処されるよう再度要請を行った。
- ・全国森林組合連合会、全国素材生産協同組合連合会に対し、国産材（合板用材等）の安定供給の推進について要請
- ・東北農政局において、宮城県災害対策本部からの要請に対し、避難所で提供する副食物の入手先（地元企業等）リストの関連情報を提供。

3月29日

- ・東北農政局において、復旧対策検討の基礎データの整備のため、国営農業水利事業受益地域の23年産作付可能面積調査を実施中
- ・東北農政局において、石巻市での円滑な食糧配給体制構築のため、支援機関同士の連絡調整要員として、農政局職員を追加派遣を決定。

(経済産業省)

3月11日

- ・コンビニエンスストア・スーパー等の小売り関係10団体に対し、被災者の生活必需確保と円滑な供給に全力をあげるとともに、便乗値上げ等の混乱が生じないように、会員企業への周知を要請
- ・公的金融機関に対して、年度末の土日相談において、各支店の被災状況等を十分に踏まえ、可能な範囲で、中小企業等からの相談に親身に対応するよう要請
- ・商工会議所等中小企業団体及び公的金融機関に対して、各地の状況に応じて可能な範囲で対応するよう以下の要請を行った。
  - －本件地震災害に対する「特別相談窓口」の設置
  - －災害復旧貸付の適用
  - －既往債務の返済条件緩和等の対応
- ・中小企業基盤整備機構に対して、小規模企業共済制度における災害時貸付の適用、共済掛金の納付・一時貸付金の返済支払いの猶予、共済金支払いの迅速化等の要請を行った。
- ・中小企業基盤整備機構に対して、中小企業倒産防止共済制度における共済掛け金の納付・共済金貸付の返済支払いの猶予、共済金支払いの迅速化等の要請を行った。
- ・事業協同組合及び火災共済協同組合が行う事業に関して、共済金支払いの迅速化、共済掛け金の払込期限の延長等の要請を行った
- ・今般の地震による災害について、3月12日に激甚災害指定が閣議決定されたところ、対象地域を全国として、被災中小企業に対して、信用保証協会による災害関係保証、日本政策金融公庫・商工中金等の災害復旧貸付の貸付金利引き下げ等を実施する。
- ・官邸からの要請に対し、経産省が供給する物資の調達を各業界団体や企業に依頼し、被災地へ供給が始まっているが、物資輸送に関しては国土交通省や自衛隊とも協力をし、鋭意対応中。
- ・関東経済産業局管内の28工業用水道事業者及び（独）水源機構に対し、安全・保安の確保

に努めるよう指示したところ（一部、連絡が取れない事業者あり。）なお、東北経済産業局管内の17工業用水道事業者とは連絡が取れないため、連絡が取れ次第、関東経済産業局同様に指示する予定。

3月12日

- ・移動式トイレについてニッケンのレンタルから5,000基供給可能との連絡があり、搬出可能時間を確認中。
- ・毛布について大阪の業界団体から25,000枚供給可能との連絡があり、3月12日17:00までに供給可能
- ・燃料（ジェット、灯油、A重油、ガソリン、軽油）、毛布、ラジオ、懐中電灯、発電機、ドライアイス、棺桶、カイロ、ろうそく等について供給元情報を適宜追加
- ・発電施設の状況により供給力不足が生じることが見込まれるため、節電を求める大臣談話を発出。また、産業界に対し、業界団体を通じ、最大限の電気の使用の抑制を要請。
- ・災害救助法が適用された市町村等において、被災した電気の需要家に対し、電気料金の支払期限の延長等の特別措置の認可を、東北電力について実施。

3月13日

- ・個々の石油事業者がより円滑な供給体制を確保することが出来るよう、民間債務義務を3日分引き下げ。
- ・災害救助法が適用された市町村等において、被災した電気の需要家に対し、電気料金の支払期限の延長等の特別措置の認可を、東北電力について実施。

3月14日

- ・12日の激甚災害の指定を受けて、被災中小企業に対する災害関係保証（100%保証。保証限度額は無担保8千万円、普通2億円）を開始。
- ・日本公庫、商工中金等が災害復旧貸付を実施し、特段の措置として、0.9%の金利引き下げを開始。
- ・日本公庫、商工中金等において、今般の地震災害等の影響で既往債務の延滞が生じている場合で、返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に遡及して返済猶予等の対応ができるよう措置。
- ・信用保証協会において、審査書類の簡素化等や返済期日後の期間延長等の対応ができるよう措置。
- ・製造及び流通関係団体を通じ、傘下の企業に対して生活必需品の生産体制と円滑な供給体制の整備を要請した。

3月15日

- ・災害救助法が適用された市町村等において、被災したガスの需要家に対し、ガス料金の支払期限の延長等の特別措置の認可を、申請のあったガス事業者について実施。
- ・東京電力管内及び東北電力管内における相当の電力供給力不足に対応するため、被災地を除く管内の産業界に対し省エネルギーへの協力を要請。

3月16日

- ・今般の災害に関する政府及び政府関係機関の中小企業施策関連情報を、被災中小企業及び関連する全国の中小企業に迅速かつ的確に提供するため、中小企業関係機関のネットワークを活用した広報体制を強化。

3月18日

- ・3月11日に講じた小規模企業共済制度における災害時貸付につき、直接罹災共済契約者に対する貸付金利を0.9%から無利子とするとともに、貸付限度額を1,000万円から2,000万円に引き上げ、償還期間を1年延長する等の追加措置を実施。11日以降、既に貸付けを受けた共済契約者についても遡って同措置を適用。

3月22日

- ・宮城県企業局からの応援要請に基づき、愛知県企業庁、富山県企業局、三重県企業庁及び神戸市水道局に対して、3月23日から、当面の間、宮城県企業局へ工業用水道施設の復旧支援のための技術職員を派遣するよう要請。これに応じ、上記各事業者は、3月23日からそれぞれ職員を宮城県に派遣する予定。
- ・(社)日本工業用水協会と連携して、工業用水道事業者間における被災地への応援体制の整備を支援中
- ・中山経済産業大臣政務官を本部長とし、中小企業関係機関をメンバーとする「中小企業対策連絡本部」を設置し、第1回会合を開催。政府と関係機関が、中小企業の被災状況や、被災中小企業救済に係る取組状況、今後取り組むべき施策の在り方等について情報共有や意見交換を行える体制を整備。
- ・被災地での地域コミュニティの機能回復に向け、被災した商店街の復旧を支援する事業を既存の予算を活用することにより開始することとした。
- ・信用保証協会によるセーフティネット保証5号の業種について、来年4月以降、48業種とする予定であったところ、来年度上半期においても82業種に拡大することとした。

3月23日

- ・電力需給緊急対策本部において、ガスの需要家に対し、支払期限の延長等の特別措置の認可を、堀川産業株式会社等申請のあったガス事業者について実施。

3月24日

- ・宮城県企業局からの応援要請に基づき、愛知県企業庁、富山県企業局、三重県企業庁及び神戸市水道局に対して、3月23日から当面の間、宮城県企業局へ工業用水道施設の復旧支援のための技術要員を派遣するよう要請。これに応じ上記各事業者はそれぞれ職員を派遣。

3月25日

- ・災害救助法が適用された市町村において、被災した電気・ガスの需要家に対し、支払期限の延長等の特別措置の認可を、東京電力及び東京瓦斯株式会社等申請のあったガス事業者について実施。

3月29日

- ・中小企業基盤整備機構が、被災地域の実態を把握しつつ通称企業へのアドバイスを行うべく、経営支援等の専門家チームを派遣し、また、仙台、盛岡、福島に現地支援拠点として「中小企業復興支援センター（仮称）」を設置することを決定。
- ・年度末の相談ニーズに対応するため、3月1日より実施してきた「中小企業電話相談ナビダイヤル」につて、4月1日からも継続することを決定。

(資源エネルギー庁)

3月22日16:00

- ・東北地方（被災地）及び関東圏でのガソリン・軽油等の供給確保について発表。

<東北地方(被災地)に向け着実な供給>

○タンクローリーを抜本的に追加投入

→既に215台を東北に追加投入済み。約290台まで確保見通し

○西日本の精油所からのガソリン等の東北地方への大量輸送

→東北地方への日量3.8万KLの供給余力は確保

※現在、東北地方への供給：2.2万KL/日

→製油所の稼働率：フル稼働を確保

→輸出停止分：当面約70万KL

→緊急輸入：3~4月で50万KL強

○福島原発周辺地域への支援

→福島県より、周辺地域住民向けのガソリン等(約600KL)の支援要請あり。

全量確保済み。22日中までに、合計470KLを供給見込み。

○太平洋側の油槽所(塩釜油槽所)の早期の機能回復

→17日以降、在庫から日量約60KLを出荷開始

→21日までにタンカー着棧が可能見込み。愛知県・製油所から輸送船(2,000KL)が既に出港

○緊急重点SSの指定と重点供給

→東北6県で178カ所の緊急重点SSを指定し、関係機関・団体に連絡し重点供給を開始

○特に供給不足が著しい地域への重点供給対策

→被災者向けに22日までに約1,100本(灯油、軽油)を自衛隊に搬入。今後さらに約2,000本を搬入すべく調整中。

○灯油供給対策

→被災者向けに18日、19日の2日間で約300本(灯油、軽油)を自衛隊に搬入。20日以降も継続予定。

<関東圏に向けガソリン・軽油等の安定供給>

○西日本の製油所における製品在庫の取り崩しと関東への転送

→3連休中に、概ね4万KLを関東圏に転送する見込み。

→停止中の2製油所(東燃・川崎、極東石油)は運転再開済み。JX根岸は来週早々に運転開始。

○関東圏の製油所における製品在庫の取り崩し

→1都6県で161カ所の緊急重点SSを指定し関係機関・団体に連絡し、重点供給を開始。

(国土交通省)

3月11日

- ・15:28 東北地方整備局防災ヘリ離陸、宮城県沿岸を調査開始。
- ・15:05 中部地方整備局防災ヘリ離陸を指示、東京方面へ飛行予定。
- ・15:30 関東地方整備局防災ヘリ離陸予定。23区内を調査予定。
- ・15:30 東京方面へ離陸、福島沿岸を調査開始。
- ・15:00 宮城県庁(4名)、岩手県庁(2名)、福島県庁(2名)にリエゾン派遣。
- ・政府調査団の一員として、宮城県に大臣政務官等を派遣

3月12日

- ・ 07:00 国土地理院が災害現場航空写真撮影。
- ・ 12日早朝から、TEC-FORCE先遣隊がヘリコプターにて東北地方の広域被害調査を実施予定。
- ・ 東北地方から茨城県にかけての海岸部周辺の地図を道路局に提供
- ・ 電子基準点の解析結果から、最大水平方向約4m、鉛直方向で約70cmの地殻変動を検出(暫定値)
- ・ 12日から緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を延べ1,940班6,231名派遣。ヘリコプター3機、災害対策機材(照明車、排水ポンプ車、衛星通信車、対策本部車等)計277台を派遣中。
- ・ 津波被害の甚大な港湾の被災者支援等のため大型浚渫兼油回収船3船を派遣。同船には、地方整備局の備蓄物資(非常食、水、毛布等)を積載。

3月14日

- ・ 計画停電の実施に伴い、利用者の影響が最小限となるよう関係する鉄道事業者に指示。
- ・ 米沖繩海兵隊から仙台空港復旧に関する支援申し入れがあり、防衛省を通じて、国交省航空局にて受け入れについて調整中。
- ・ (社)プレハブ建築協会に対して、発注後2週間で600戸、4週間で4,800戸の生産の開始を要請済み。さらに、概ね2ヶ月で約3万戸程度が供給できるよう、準備の開始を要請。国土交通大臣より、住宅生産団体連合会会長等に対し、直接要請。建設用地等については、岩手県、宮城県、福島県とも調整されていない状況であり、本日、建設用地の確保要請及び建設支援のため、国土交通省職員を派遣。(なお、福島県から、(社)プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅1,560戸以上の建設要請があった。)

3月15日

- ・ 11:59 東京電力福島第一原子力発電所から半径30kmの区間に航空法に基づく飛行禁止区域を設定し、航空安全情報(ノータム)を发出

3月27日

- ・ 応急仮設住宅3,210戸着工済み、45戸着工予定。(3月30日現在(14日に大臣より(社)住宅生産団体連合会に対し概ね2ヶ月で約3万戸供給を要請))

3月28日

- ・ 被災者へ提供可能な空き室について、公営住宅等役19,000戸のうち役1,700戸が入居決定、UR賃貸住宅役2,600戸のうち約250戸が入居決定(25日提出分)

(国土地理院)

3月11日

- ・ 災害地域及びその周辺の縮尺20万分の1の地図を国土地理院ホームページに公開
- ・ 八戸～いわきの沿岸部の1/25000地形地図を道路局に提供
- ・ 福島第一原子力発電所(福島県双葉郡大熊町)周辺の地形図を官邸に提供

3月12日

- ・ 被災地の場所を報道情報から地図上にまとめた災害概況情報を電子国土Webシステムで集約し共有
- ・ 高精度の標高データを用いた詳細な標高図(デジタル標高地形図)を国土地理院ホームページ上で公開

3月13日

- ・電子基準点網の緊急解析により 19 時時点で水平約 4m、垂直約 70cm の変動を検出

3月19日

- ・牡鹿半島に設置されている電子基準点「牡鹿」(宮城県石巻市) が地震に伴い東南東方向に約 5.3m 移動し、約 1.2m 沈下したことが新たに判明した旨を公表。

#### (気象庁)

3月11日

- ・14:46 緊急地震速報(警報)を発表
- ・14:49 津波警報(大津波)を発表
- ・16:20 発生した地震について、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と命名
- ・被災地域への気象支援資料の提供を開始

3月12日

- ・揺れの大きかった市町村について、大雨警報・注意報の発表基準(土壌雨量指数基準)を通常基準より引き下げた暫定基準による運用を開始

3月13日

- ・地震や津波の状況等を調査するため、気象庁機動調査班(JMA-MOT)による調査活動を開始

3月15日

- ・地震・津波の被災地域における気象、地震、津波情報をとりまとめたポータルサイトを立ち上げ

3月17日

- ・東京電力福島第一原子力発電所から半径30kmの領域に対し、空域気象情報(ジグメット情報)の提供を開始

#### (環境省)

3月11日

- ・政府調査団(宮城県)に廃棄物・リサイクル対策部職員を派遣。
- ・全国の地方環境事務所に対し、地方自治体と連携し、一般廃棄物処理施設の被害状況及び災害廃棄物の発生・処理状況の情報収集を指示。
- ・地方自治体の担当部局に、有害物質等による環境汚染事故及び施設の破損等の事案があれば速やかに情報提供するよう依頼。(23日までに、青森県より3件、宮城県より1件、山形県より1件、茨城県より1件、千葉県より9件、埼玉県より2件、群馬県より1件、神奈川県より1件の報告)

3月12日

- ・政府調査団(岩手県)に廃棄物・リサイクル対策部職員を派遣。
- ・政府調査団(福島県)に廃棄物・リサイクル対策部職員を派遣。
- ・ゴミ収集車、バキュームカー、簡易トイレ等の派遣可能性を検討するよう業界団体等に依頼

3月13日

- ・(社)全国都市清掃会議に対し、自治体間協力の現場レベルでの支援の総合調整を要請。



3月14日

- ・各都市及び関係団体に対し、被災市町村の災害廃棄物の処理についての支援を要請。
- ・被災者が「公害健康被害の補償等に関する法律」、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」、「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に基づく公費負担医療等を受けられるよう、医療機関等において手帳の提出ができない場合においても、受診が可能である旨を都道府県や公健法主管自治体、日本医師会、日本薬剤師会等に文書を出。

3月15日

- ・被災者のみならず、関東一円においても、廃棄物収集車両の燃料が調達できず、燃料が枯渇しつつある状態。このため、これらの収集車両が優先給油できるよう、環境省災害廃棄物対策特別本部長より、政府緊急災害対策本部長に対し、要請書を提出。
- ・20政令指定都市プラス東京都で災害協定を結んでおり、メンバーの仙台市に対して、各都市から多くの支援が寄せられている。(札幌市に情報集約中。)
- ・神戸市より支援状況の連絡有り。具体的には災害用仮設トイレ390基を3月13日及び14日に神戸市から搬送、受入拠点である宮城県消防学校に15日午前中に搬入済み。また、ゴミ収集車10台程度をはじめ高圧洗浄車、汚泥収集車、バキュームカーの派遣、布施畑及び啖河環境センターで災害廃棄物を受け入れ可能な旨を20政令都市災害時相互応援に関する協定に基づき、取り纏めを行っている札幌市に報告済み。
- ・関東地域の廃棄物処理施設において、ばい煙処理・排水処理に必要な薬剤(塩酸、苛性ソーダ等)が今週末にも不足し、廃棄物処理が滞る恐れがあるとの相談が東京23区一部事務組合よりあり。

3月17日

- ・樋高政務官より、経済産業省田嶋政務官宛に廃棄物処理に必要な薬剤の供給についての要望書を提出。
- ・岩手県資源循環推進課より連絡有り、沿岸部は壊滅しており市町村は機能できない状況。災害廃棄物の処理は県が実施する旨の連絡あり。

3月18日

- ・岩手県においてバキューム車26台が必要、燃料確保の見通しありとの連絡があり、全国環整連が21日から支援を開始する予定。
- ・協力要請を受けた全都清より、会員である仙台市を通じて、宮城県内の被災市町村への仮設トイレの供給を行っていく予定ある旨連絡あり。
- ・災害廃棄物の処理等の円滑な推進を図るために関係省が協力することを目的として、農林水産省、国土交通省及び環境省の三省で「東北地方太平洋沖地震に係る災害廃棄物の処理等に関する三省連絡会」の第1回会合を開催。
- ・宮城県の応援部隊として、兵庫県庁の環境整備課の職員3名が現地に派遣された。
- ・被災した家電リサイクル法対象品目の処理についてとりまとめ、関係都道県に送付。

3月21日

- ・環境大臣政務官が宮城県を現地調査(20~21日)
- ・被災地の私有財産を災害廃棄物として処理する前提として、所有権判断や処分方針などの法的問題について検討するため、「災害廃棄物の処理等にかかる法的問題に関する検討会議」の第1回会議が開催された(座長：法務副大臣、環境副大臣出席)。

- ・環境省のホームページに家庭でできる具体的な節電方法「7つのポイント」のページを立ち上げ、一般への節電協力を訴求している。

3月22日

- ・宮城県より県内各市町（石巻市、気仙沼市、角田市、多賀城市、女川町、南三陸町）への仮設トイレ供給の要望があり、これに対して全都清（全国都市清掃会議）を通じて、仮設トイレ170基（川崎市120、名古屋市50）および簡易トイレ400個（西宮市）の供給を依頼。
- ・地方公共団体が条例等により一定の排ガス性能を満たさない車両の運行を規制している場合であっても、燃料等の緊急物資輸送を迅速に行えるよう、各都府県において対応している旨を関係地方公共団体に確認し、全日本トラック協会等に通知。
- ・「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第3条第3項に基づき、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく権利利益（法第5条第2項、第24条、第37条、第40条、第41条第2項）及び「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく権利利益（第5条第2項、第15条、第19条、第23条第3項）の満了日を延長して対応するよう、公健法主管自治体や環境再生保全機構、その他都道府県や保健所設置市、特別区に文書を発出。
- ・特定非常災害特別措置法に基づき、環境省所管法令による行政上の権利利益について、災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）における権利利益に係る満了日を平成23年8月31日まで延長するための告示を整備（3月22日公布）。

3月23日

- ・「災害廃棄物の処理等にかかる法的問題に関する検討会議」の第2、3回会議が開催された。（座長：法務副大臣、環境省政務官出席）
- ・岩手県では、陸前高田市、住田町、大槌町を除き一般廃棄物の収集が通常どおり又は一部再開。
- ・被災した家電リサイクル法対象品目の処理方法について追加情報をとりまとめ、関係都道県に送付。

3月25日

- ・東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣連名で、災害指定地域の都道府県知事宛通知。

3月29日

- ・家電エコポイント、住宅エコポイントの交換商品へ「東北地方太平洋沖地震の被災地支援寄付（義援金）」を追加。

## 6. 海外支援の受け入れ状況

### (1) 在日米軍による協力について

3月11日

- ・11日夜、外務大臣から駐日大使に対し、在日米軍による支援を正式に要請。防衛省からも在日米軍に支援を要請済み。在日米軍との宮城県及び福島県の被災地における救助活動の詳細につき、自衛隊、消防庁、警察庁、海上保安庁で調整中。

3月13日

- ・空母「ロナルド・レーガン」：13日6時現在、仙台沖に到着
- ・強襲揚陸艦「エセックス」：17日に現場海域へ
- ・強襲揚陸艦「ブルーリッジ」：18日に現場海域へ
- ・空母「ロナルド・レーガン」他7隻が仙台沖で、非常用食糧約3万食を米軍ヘリを使って海自艦船に輸送。その後、自衛隊が宮城県気仙沼市、石巻市等に輸送する日米共同対応が実施された。また、同伴の艦船が探索・救難活動を実施している状態。
- ・空母「ロナルド・レーガン」は、仙台沖で福島第一原発に由来する低レベル放射性物質を検知。米側も文科省も問題ない量としている。同空母は、現在までに、岩手県宮古沖に北上して活動を継続。

3月14日

- ・普天間飛行場の海兵隊ヘリ8機が14日までに厚木飛行場に到着。14日、普天間飛行場のKC130給油機が食料品・医薬品を搭載して横田飛行場に到着した。

3月15日

- ・東電からの要請及び官邸からの指示により、横田飛行場及び米軍根岸住宅地区(横浜市)から、それぞれ消防車1台ずつが福島第一原子力発電所に向けて出発、同日東電に引き継ぎ。

3月17日

- ・米軍のポンプ5基を九州等から横田飛行場に輸送。東電職員に対し使用方法を教示した後、陸自車両で横田飛行場を出発。17日に小名浜コールセンター(第一原発の南約60km)に到着。

#### 米軍の活動状況(3月29日07:00現在)

空母・艦船： 約20隻

航空機： 約160機

人員： 約20,000名

## (2) 外国による支援

- ・134ヶ国・地域及び39国際機関が支援意図を表明(3月30日18:00現在)

#### 援助隊の受け入れ状況(30日18:00時点)

○以下のとおり、23の国・地域・国際機関の救助隊・専門家チーム等が派遣され、現在3か国・機関の救助隊が活動中または活動予定。

|   | 国・地域名  | 構成               | 日本到着           | 協力省庁       | 活動場所                       | 備考                 |
|---|--------|------------------|----------------|------------|----------------------------|--------------------|
| 1 | 韓国     | スタッフ5名<br>救助犬2匹  | 12日到着<br>23日出国 | 警察庁<br>防衛省 | 宮城県<br>名取市、<br>仙台市、<br>塩釜市 | 23日撤収              |
|   | (第二陣)  | 救助隊102名          | 14日到着<br>23日出国 | 警察庁        |                            | 19日新潟へ移動。<br>23日撤収 |
| 2 | シンガポール | スタッフ5名<br>救助犬5匹  | 12日到着<br>17日出国 | 警察庁<br>防衛省 | 福島県<br>相馬市                 | 15日撤収              |
| 3 | ドイツ    | 救助隊員41名<br>救助犬3匹 | 13日到着<br>19日出国 | 消防庁        | 宮城県<br>南三陸町                | 15日撤収              |

|    |              |                                  |                               |            |                          |   |
|----|--------------|----------------------------------|-------------------------------|------------|--------------------------|---|
| 4  | スイス          | 救助隊員 27 名<br>救助犬 9 匹             | 13 日到着<br>19 日出国              | 消防庁        | 宮城県<br>南三陸町              | 16 日撤収  |
| 5  | 米国           | 救助隊 144 名<br>救助犬<br>消防車 2 台      | 13 日到着<br>19 日出国              | 消防庁        | 岩手県<br>大船渡市、<br>釜石市      | 19 日撤収<br>その他原子力鑑計<br>専門家等が活動中                    |
| 6  | 中国           | 救助隊員 15 名                        | 13 日到着<br>20 日出国              | 消防庁<br>防衛省 | 岩手県<br>大船渡市              | 20 日撤収  |
| 7  | イギリス         | 救助隊員 69 名<br>救助犬 2 匹             | 13 日到着<br>19 日出国              | 消防庁        | 岩手県<br>大船渡市、<br>釜石市      | 米国と共に<br>行動<br>17 日撤収                             |
| 8  | ニュージー<br>ランド | 先遣隊 7 名<br>救助隊員 45 名             | 14 日到着<br>19 日出国              | 消防庁        | 宮城県<br>南三陸町              | 18 日撤収  |
| 9  | UNDAC        | 災害評価調整<br>チーム 7 名                | 13 日以降<br>順次到着                |            | JICA 東京                  | 23 日撤収  |
| 10 | UNOCHA       | 災害調整専門家<br>3 名                   | 13・14 日<br>到着                 |            | JICA 東京                  |   |
| 11 | メキシコ         | スタッフ 3 名<br>救助専門家 9 名<br>救助犬 6 匹 | 14 日到着<br>19 日出国              | 警察庁        | 宮城県<br>名取市               | 17 日撤収  |
| 12 | オーストラ<br>リア  | 救助隊員 75 名<br>救助犬 2 匹             | 14 日到着<br>21 日出国              | 消防庁        | 宮城県<br>南三陸町              | 19 日撤収  |
| 13 | フランス         | 救助隊員等 134 名<br>(モナコ人含む)          | 14 日到着<br>27 日出国              | 警察庁        | 宮城県岩<br>沼市<br>青森県八<br>戸市 | 23 日撤収<br>24 日東京着。<br>25 日着の支援物<br>資の運搬活動を<br>予定。 |
| 14 | 台湾           | 救護隊 28 名                         | 14 日到着<br>19 日出国              | 警察庁        | 宮城県<br>仙台市               | 物資についても<br>輸送<br>18 日撤収                           |
| 15 | ロシア          | 救難隊員 75 名<br>車両 3 台              | 14 日到着<br>22 日出国              | 警察庁        | 宮城県<br>石巻市               | 18 日撤収<br>18 日新潟へ移動                               |
|    | (第二陣)        | 救助隊員 81 名                        | 16 日到着<br>22 日出国              | 警察庁        | 宮城県<br>石巻市               |   |
| 16 | モンゴル         | 救助隊員 12 名、<br>非常事態省長官<br>1 名     | 15 日到着<br>21 日出国              | 警察庁        | 宮城県<br>岩沼市               | 17 日活動開始<br>19 日撤収                                |
| 17 | イタリア         | 調査隊 6 名                          | 16 日到着<br>21 日まで<br>に順次出<br>国 |            | 東京都                      |   |

|    |        |                      |                 |     |   |                      |
|----|--------|----------------------|-----------------|-----|---|----------------------|
| 18 | インドネシア | レスキュー11名<br>医療・事務員4名 | 18日到着<br>27日出国  |     | 宮城県<br>気仙沼市、<br>塩釜市、<br>石巻市                       | 自国民の安否確認<br>を含む被災者支援 |
| 19 | 南アフリカ  | 救助隊員45名              | 18日到着<br>27日出国  | 警察庁 | 宮城県<br>岩沼市、<br>名取市、<br>石巻市、<br>多賀城市               | 19日活動開始<br>25日撤収     |
| 20 | IAEA   | 放射線計測専門<br>チーム等11名   | 18・22・<br>23・26 |     | 東京近辺、<br>福島県                                      |                      |
| 21 | トルコ    | 救助隊員等32名             | 19日到着           | 警察庁 | 宮城県<br>利府町、<br>多賀城市、<br>石巻市、<br>雄勝町、<br>七ヶ浜町<br>等 | 21日活動開始              |
| 22 | イスラエル  | 医療支援チーム<br>53名       | 3/27到着          |     | 宮城県<br>南三陸町                                       | 成田着。その後宮<br>城へ移動。    |
| 23 | インド    | 災害対応隊46名             | 28到着            | 警察庁 | 宮城県<br>利府町  | 成田空港着                |

援助物資の受け入れ状況 (30日18:00時点)

|   | 国・地域名            | 救援物資  | 日本到着 | 配送先               | 備考 |
|---|------------------|---|------|-------------------|----|
| 1 | 米国               | 米国際開発庁から緊急物資(寝袋、簡易ベッド、石油ストーブ、灯油等)、放射線防護服1万着。在日米軍から水10万L、食品約80万トン、衣類・毛布等約40トン、消防車2台、ポンプ5機、NBC対処用防護服99セット、ホウ素約9トン。放射線線量計31,000枚 | 随時   | 各地                |    |
| 2 | 国連児童基金<br>(ユニセフ) | 水(約4万トン)、子ども用下着(20万枚)、おもちゃ、ぬいぐるみ、教育キット、レクリエーションキット  | 随時   | 岩手県<br>宮城県<br>福島県 |    |

|    |               |   |         |                                 |  |
|----|---------------|---|---------|---------------------------------|--|
| 3  | 中国            | 12人用テント500張、6人用テント400張、毛布2,000枚、手提げ式応急灯200個   | 3/14    | 宮城県                             |  |
|    |               | 水(6万本)、ゴム手袋(325万組)  | 3/28    | 宮城県<br>茨城県                      |  |
| 4  | 台湾            | 発電機590台、毛布725箱、寝袋1,589箱、スリーピングマット236箱、衣類(防寒着等含む)3,421箱、食品16.5トン、ストーブ900台、マスク54箱、カイロ150箱 | 3/14~21 | 宮城県<br>福島県<br>岩手県               |  |
| 5  | モンゴル          | 毛布約2,500枚、セーター・靴下等の防寒衣(計約800着・足)  | 3/14~15 | 宮城県                             |  |
| 6  | インド           | 毛布(25,696枚)   | 3/16~27 | 栃木県他                            |  |
|    |               | 水(750ml×約1.3万(約10トン分))  | 3/23    | 宮城県                             |  |
|    |               | バスケット(約10トン)  | 3/28    | 宮城県                             |  |
| 7  | カナダ           | 毛布(25,000枚)   | 3/17    | 宮城県<br>千葉県等                     |  |
| 8  | タイ            | 毛布(約20,000枚)  | 3/17    | 栃木県<br>山形県他                     |  |
|    |               | カイロ・キット(500個)、寝袋(1,000セット)、缶詰(28,000個)、懐中電灯(約200個)、水(1.5L×約9,000本)                      | 3/18~21 | 岩手県<br>福島県<br>茨城県<br>宮城県<br>埼玉県 |  |
| 9  | ウクライナ         | 毛布(2,000枚)  | 3/17    | 栃木県                             |  |
| 10 | 国際電気通信連合(ITU) | 衛星移動通信端末等の貸与(152台)  | 3/17~22 | 岩手県<br>宮城県他                     |  |
| 11 | インドネシア        | 毛布(約10,000枚)  | 3/18~20 | 岩手県<br>山形県<br>埼玉県               |  |
| 12 | キルギス          | 水(ミネラル・ウォーター約2.5トン)   | 3/18    | 宮城県                             |  |
| 13 | フランス          | 毛布8,000枚  | 3/19    | 山形県                             |  |

|    |             |   |         |                          |  |
|----|-------------|---|---------|--------------------------|--|
|    |             | 毛布(6,780枚)、水(0.5L×100,800本)、マスク(97万2千枚)、防護服・防護マスク、放射能計測器(約2万セット)、ポンプ10台、発電機5台、コンプレッサー5台、環境測定車両3台、医薬品5トン、消毒用アルコール12トン、食料品10トン、水(0.5L×100,800本) | 3/25    | 宮城県<br>岩手県<br>福島県<br>茨城県 |  |
| 14 | シンガポール      | 毛布(4,350枚)、水(0.5L×1万本、1.5L×1万本)、ポリタンク(200L用×3,000個)、非常食(4,400個)   | 3/19    | 宮城県                      |  |
| 15 | 韓国          | 毛布(6,000枚)、水(100t)  | 3/19    | 福島県                      |  |
|    |             | 食料(以外焼飯(30,000個)、チョコパイ(12,000袋)、ラーメン(129,024袋)、等)、長靴(4,000足)、ゴム手袋(12,000個)、ペットボトル茶(14,000本)   | 3/27    | 宮城県                      |  |
| 16 | ロシア         | 毛布(17,200枚)、水(3.6トン)  | 3/19    | 宮城県                      |  |
| 17 | ウズベキスタン     | テント200張、毛布2,000枚、防寒長靴2,000足   | 3/23    | 福島県<br>宮城県               |  |
| 18 | イラン         | 缶詰3.5万個(10トン、近日中に追加的に1.5万個も輸送される予定)   | 3/24    | 宮城県                      |  |
| 19 | EU          | 毛布(2.5万枚)、マットレス(2,000枚)、寝袋(300個)  | 3/24    | 茨城県                      |  |
| 20 | ベネズエラ       | 毛布(5トン)、缶詰(1,190箱)、水(約2.8トン)  | 3/24    | 調整中                      |  |
| 21 | マレーシア       | 常温保存可能な食料詰め合わせパック(2,000個)   | 3/24    | 宮城県                      |  |
| 22 | 世界食糧計画(WFP) | 栄養強化ビスケット(50トン、50万個)  | 3/24    | 宮城県                      |  |
| 23 | フィリピン       | 食料品バック(1,500個)、カップ麺(12,000個)、バスタオル(1,000枚)、マット(1,000枚)、防護マスク(5,000枚)  | 3/25    | 岩手県<br>宮城県               |  |
| 24 | パキスタン       | 水(1.5L×500本)  | 3/26    | 岩手県                      |  |
|    |             | 常温保存可能牛乳パック(9トン)<br>高カロリービスケット(13.5トン)  | 3/26    | 宮城県                      |  |
| 25 | ネパール        | 毛布(5,000枚)  | 3/26、27 | 埼玉県                      |  |

|    |       |  |      |            |  |
|----|-------|--|------|------------|--|
| 26 | イスラエル | コート(1万着)、毛布(6,000枚)、手袋(8,290組)、簡易トイレ(150個) | 3/27 | 福島県        |  |
| 27 | メキシコ  | 保存食料(約2.6トン)、衛生物品セット(約3.4トン)、水(約6.8トン)     | 3/27 | 宮城県<br>茨城県 |  |
| 28 | 英国    | 水(約10万L)                                   | 3/28 | 茨城県        |  |

### (3) 在日外国人の安否確認

- ・在京外交団や国際機関の関係者は無事であり、仙台市にある韓国総領事館(東北4県にある唯一の外国公館)も館員の無事を確認済み。
- ・JICAの研修生や国際交流基金の招待計画で来日中の外国人の安全は確認済み。
- ・東北地方にいる外国人の安否は、在京各大使館や旅行代理店と連携して情報収集中。
- ・外務省ホームページに本地震に関するサイト(日本語・英語)を立ち上げ済み。3月15日より中国語、韓国語でも情報発信を開始。
- ・在日外国人対応のため、岩手県及び宮城県に外務省職員(中国語専門家)計6名を派遣
- ・各在京大より在日外国人の安否確認依頼情報を聴取して取りまとめ、警察庁と情報共有。今後の身元確認のため、22日17時より在京大使館へ説明会を実施。